







第3次福島市食育推進計画

令和6年度~令和11年度

















令和6年3月

福島市









はじめに

近年、少子高齢化が進み、単独世帯が増えるなど世帯構造や働き方が多様化している中、 食を取り巻く状況もめまぐるしく変化を続けています。テイクアウトやデリバリー、外食の需要 も高まり、食べたいと思う時にいつでも手に入るという便利な社会環境が整ってきています。 一方で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品が廃棄されている現状も世界的な問題と して真摯に取り組むべき課題となっています。

食育推進に関して、国では令和3年に第4次食育推進基本計画が、福島県では令和4年に第四次福島県食育推進計画が策定されました。本市では、平成22年に第1次となる「福島市食育推進計画」、平成29年に「第2次福島市食育推進計画」を策定し、「食」に関する様々な体験をとおして、「食」の知識と「食」を選択し実践する力として、本市がつくり出した「食力」という言葉を大切に、家庭や地域等において、食に関する関係機関・団体、生産者、事業者、行政など多様な担い手が連携・協働しながら様々な取り組みを展開してまいりました。

しかしながら、令和3年に実施した「福島市民の健康と生活習慣調査」においては、次世代を担う若い世代において栄養バランスのとれた食事への意識や朝食摂取率が他の年代に比べ低い状況にあります。また、本市は肥満の割合も高く、栄養・食生活面での改善が引き続き大きな課題となっています。こうした状況から、これまでの成果と課題を整理し、生きるうえでは欠かせない「食」、本来あるべき豊かな「食生活」を市民一人ひとりが改めて自覚し、家庭や地域社会とのつながりの中で健康で心豊かな生活を送ることができるよう、様々な担い手との連携・協働による「第3次福島市食育推進計画」を策定いたしました。

計画の推進にあたりましては、今の豊かな食を将来にわたり維持していくために『-環境 (環)・人(輪)・文化(和)-3つの「わ」と食力で育くむ 豊かな心 ふくしま市』を基本理念と し、食育の実践力の向上に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「福島市食育推進委員会」の委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提案をいただきました関係機関の皆様に対しまして、心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様におかれましては共に取り組んでくださるようお願い申し上げます。

令和6年3月 福島市長 木幡 浩

食力(しょくりょく)とは

食力とは、福島市が作った造語です。

「食」に関する様々な体験をとおして、「食」の知識と「食」を選択し実践する"力(ちから)"のことをさしています。

- ~食べものを選ぶ"力(ちから)"~
- ・旬のものや地元でとれるものを知っている
- ・栄養素のはたらきを知っている
- ・バランスの良い食事がどういうものかを知っている
- ・外食や買って食べるときも不足している食品が何かを理解して、補うことができる
- ・新鮮でおいしい食べものの見分け方を知っている
- ~実際に料理を作ることのできる"力(ちから)"~
- ・料理に必要な知識を持っている
- ・自分で食べるものや誰かのために、料理を作ることができる
- ・料理を楽しむことができる
- ~食べものの"命"を感じて、感謝する"力(ちから)"~
- ・自分で食べものを育てる体験をしたことがある
- ・食べものには"命"があり、私たちはそれをいただいているということを知っている
- ・料理が食卓に出るまでには、食べものを育ててくれる人や加工する人、お店まで運んでくれる人、そして料理を作ってくれる人がいることを理解して、感謝することができる
- ~おいしさを感じ、楽しく食べることのできる"力(ちから)" 健康な体をつくるための知識をもっている~
- ・五感を使って食べもののおいしさを味わうことができる
- ・自分の食べるべき量を毎日三食きちんと食べることができる
- ・おいしく食べるために、むし歯等歯の健康にも気をつけることができる
- ・健康な体をつくるためには食事や運動、睡眠が大切であることを知っている
- ・家族や友人などとみんなで一緒に食べること(人と人とのつながり)が大切であることを知っている

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ······	. 2
3	計画の期間	. 2
4	食育とSDGsの関係性····································	. 3
第2章	食を取り巻く福島市の現状と課題	
1	福島市の概要	
2	福島市民の食生活の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	学校等における子どもの現状と課題	2 1
4	農業情勢	24
5	ふくしまの食文化	26
6	食の安全と環境	2 8
第3章	第2次福島市食育推進計画の評価	
1	これまでの取り組みの成果と課題	3 0
2	指標の達成状況	3 4
第4章	食育推進の基本的な考え方	
1	基本理念と目指す方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
2	基本目標	3 7
3	計画の体系	3 8
第5章	食育推進の取り組み	
1	健都ふくしまの実現に向けた食育推進運動の実践	40
2	家庭と地域における食育の推進	43
3	学校・保育所等における食育の推進	4 7
4	「農」を通した食育の推進	4 9
5	多様な学びを通した食育の推進	5 1
6	食の安全と環境に配慮した食育の推進と放射線対策	5 4
第6章	食育の推進体制	
1	評価指標	5 6
2	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
3	進行管理と評価	5 7

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、中央部には信夫山(しのぶやま)、東には丘陵状の阿武隈山地、西には磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰が広がる美しい自然に恵まれた広大な市域(767.72平方キロメートル)を有しています。

市内の中央部の土地は平坦で田園地帯が広がり、北部、西部は全国でも有数の果樹地帯が形成され、東部は野菜地帯、南部は水田地帯となっており、多くの農産物が生産されています。

また、寒暖の差を利用した食文化が生活の中に息づき、伝統的で豊かな食生活が育まれてきました。

食育推進に関しては、国では令和3年に第4次食育推進基本計画が、福島県では令和4年に第四次福島 県食育推進計画が策定されました。

本市では、平成22年に第1次となる「福島市食育推進計画」、平成29年に「第2次福島市食育推進計画」を策定し、「食」に関する様々な体験を通して、「食」の知識と「食」を選択し実践するカ=「食力」という本市がつくり出した言葉を大切に、食育と関連の深い健康づくりの分野や保育所・学校給食、家庭や地域等において、食に関する関係機関・団体、生産者、事業者、行政など多様な担い手が連携・協働し、様々な取り組みを展開してきました。

近年、少子高齢化が進み、単独世帯が増えるなど世帯構造や働き方が多様化している中、食を取り巻く状況もめまぐるしく変化を続けています。

肥満や生活習慣病も増加しており、朝食の欠食、栄養バランスの偏りなど、食習慣の改善が引き続き本市の課題となっています。

また、お弁当や惣菜のテイクアウトやデリバリー、外食の需要が高まり、食べたいと思う時にいつでも手に入るという便利な社会環境が整ってきている一方で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品や食べ残しの問題も「食品ロス削減」として取り組みが進められいます。

これまでは家庭の中で受け継がれてきた地域独特の料理や季節を伝える行事食も、徐々に継承が危ぶまれ、学校・保育施設・地域等での体験の場が役割の中心を担いつつあります。

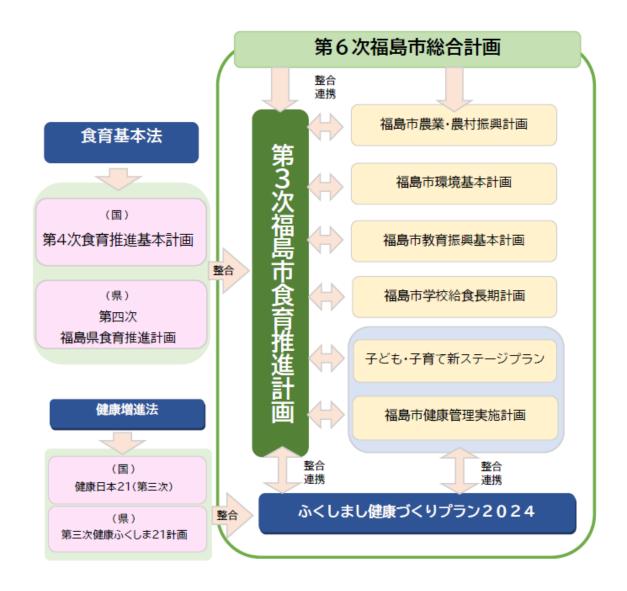
こうした状況から、これまでの成果と課題を整理し、生きるうえでは欠かせない「食」、本来あるべき豊かな「食生活」を市民一人ひとりが改めて自覚し、家庭や地域社会とのつながりの中で健康で心豊かな生活を送ることができるよう、様々な担い手との連携協働による「第3次福島市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」と位置づけ、国で策定した「第4次食育推進基本計画」及び「第四次福島県食育推進計画」を基本として策定します。

なお、策定にあたっては、福島市総合計画を上位計画とし整合性を図りながら進めてまいります。

計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度として、令和11年度までの6カ年計画とします。 ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

4 食育とSDGsの関係性

平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、2016年から2030年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が盛り込まれています。

この「持続可能な開発目標」は、「誰一人として取り残さない」の理念のもと、経済・社会・環境の課題を 統合的に解決することを目指しており、17の目標から構成されています。

SDGsには主に「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があります。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承などSDGsの考え方を踏まえ、多様な主体と連携・協働し、取り組みの推進を図ります。

SUSTAINABLE GOALS DEVELOPMENT GOALS

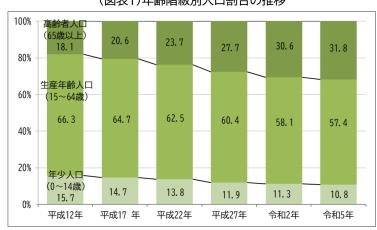


第2章 食を取り巻く福島市の現状と課題

1 福島市の概要

本市の総人口は、令和5年(2023年)10月現在27万5千人となっており、減少傾向にあります。 年令階級別人口(年齢3区分別)でみると、年少人口(0~14歳)は10.8%、生産年齢人口(15~64歳)は57.4%と減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和5年では31.8%となっています。(図表1)

また、世帯構成では単独世帯、夫婦のみの世帯が増加しています。(図表2)



(図表1)年齢階級別人口割合の推移

資料:平成12年~令和2年総務省統計局(国勢調査)

令和5年「福島県の推計人口」令和5年10月1日現在(福島県企画調整部統計課)



(図表2)世帯構成の推移

資料:国勢調査より抜粋

2 福島市民の食生活の現状と課題

(1)健康維持のための心がけ

健康を維持するために心がけていることが「ある」割合は、73.5%となっています。 年代が上がるにつれて心がけていることが「ある」の割合は増えています。(図表3)



(図表3)健康維持のために心がけていることが「ある」市民の割合

資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(2)食に関する意識

①食育への関心

食育に「関心を持っている」「どちらかといえば関心がある」の割合は、69.7%となっており、平成28年と比較してあまり変化はありませんでした。(図表4)

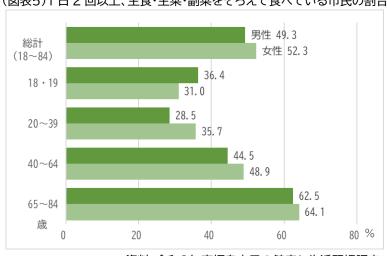


(図表4)食育に関心を持っている(「関心を持っている」「どちらかといえば関心がある」)市民の割合

資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

②栄養バランスのとれた食事への意識

1日2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べている割合は、一般の男性で 49.3%、女性は 52.3% となっています。男女ともに65~84歳の高齢期でいちばん高く、壮年期、青年期の順に割合が低下しています。(図表5)



(図表5)1日2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べている市民の割合

資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

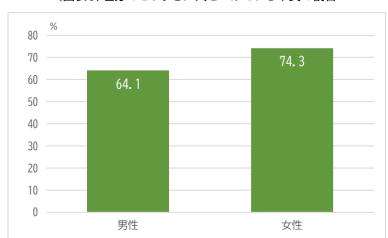
③塩分のとりすぎに関する意識

食塩摂取量の1日あたりの目標量は、「日本人の食事摂取基準(2020 年版)」において、成人男性7.5g未満、成人女性6.5g未満とされています。

福島県の食塩摂取量は、平成28年国民健康・栄養調査の結果で成人男性 11.9g、成人女性 9.9g と 全国平均の食塩摂取量成人男性 10.8g、成人女性 9.2g より多い状況にあります。

市民の意識として、塩分のとりすぎに気をつけている割合は、一般の男性で 64.1%、女性は 74.3% となっています。

女性のほうが、気をつけている割合が高い傾向にありますが、男女ともに6割以上の人が塩分をとりすぎないよう気をつけています。(図表6)



(図表6)塩分のとりすぎに気をつけている市民の割合

資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(3)消費の状況

家計調査における平成23年からの消費支出のうち食料への支出の構成を見ると、肉類や調理食品への 支出は増加し、穀類、魚介類は減少しています。(図表7)

令和3年に外食への支出が平成28年より減少したのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外 食を控えていた影響とも考えられます。

100% 8.1 7.9 穀類 8.5 90% 8.7 8.0 魚介類 9.8 80% 8.7 9.6 肉類 7.5 乳卵類 5.3 5.4 5.7 70% 野菜・海藻 13.1 12.7 12.9 60% 果物 3.3 50% 油脂·調味料 4.5 4.8 5.0 菓子類 8.3 8.1 8.7 40% 調理食品 13.4 13.7 15.8 30% 飲料 6.4 6.6 20% 6.9 酒類 4.9 4.6 5.4 10% 外食 15.1 15.0 10.9 0% H23 H28 R3

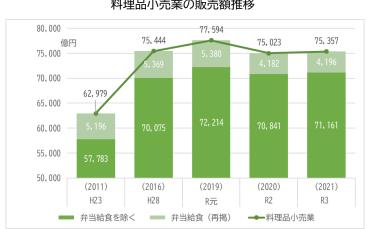
(図表7)福島市における1世帯当たり1ヶ月間の消費支出構成比(二人以上の世帯)

資料:総務省 家計調査

「中食」とは?

中食(なかしょく)とは、コンビニ・スーパーなどでお弁当や惣菜を購入したり、外食店のデリバリーを 利用したりなど、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して家庭内で食べる形態の食事のこと を言います。

国内の料理品小売業販売額は、平成23年から平成28年にかけて大きく伸びており、国民の需要の 高さがわかります。



料理品小売業の販売額推移

資料:公益財団法人 食の安全・安心財団 外食産業市場規模推移より抜粋

(4)乳幼児期(0歳~就学前)の食事

乳幼児期は、食育の土台づくりの時期であり、早寝、早起き、3食きちんと食べるなど、良い生活リズムを身につけること、食事を楽しむことが重要です。

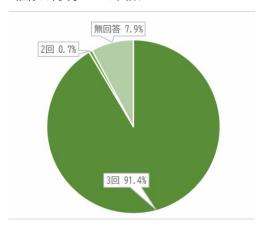
幼児期の食事をとる回数をみると、3回が91.4%となっています。(図表8)

子どもの食事で困っていることがあると答えた保護者は、40.1%です。また、困っていることの内訳は「むらがある」が 72.1%と一番多く、次に「時間がかかる」が 49.2%、「少食」が 16.4%、「一人で食べない」が 11.5%という結果となりました。(図表9,10)

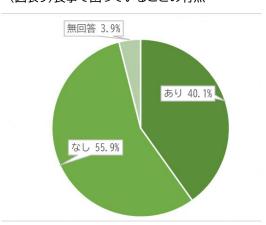
他には、「噛まない」、「偏食」、「哺乳瓶を使用している」などがありました。

「むらがある」や「時間がかかる」ことは成長の過程で誰にでも見受けられますが、その対応方法(環境・声掛け・調理の工夫など)を乳幼児健診や育児相談などの機会に啓発していく必要があります。

(図表8)食事をとる回数

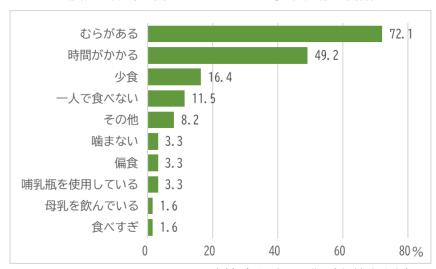


(図表9)食事で困っていることの有無



資料:令和3年7月分3歳児健診受診者

(図表10)食事で困っていることが「あり」の内訳(複数回答)



資料:令和3年7月分3歳児健診受診者

おやつは、成長期において食事では摂り切れない栄養を補う目的があります。

ほとんど毎日甘い飲み物を飲む習慣がある割合は、1歳6か月児で35.0%、3歳児で44.8%と平成28年から比べると増加しています。(図表11)

ほとんど毎日甘い物を食べる習慣がある割合も、1歳6か月児で 51.3%、3歳児で 72.9%と平成28 年から比べると増加しています。(図表12)

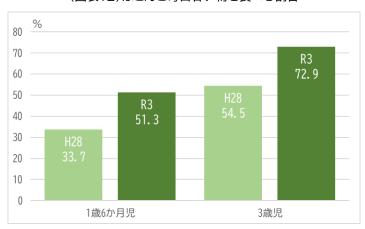
甘い物の摂りすぎは、食事の摂取量やむし歯に大きな影響があるといわれています。

(図表11)ほとんど毎日甘い飲み物を飲む割合



資料:令和3年度1歳6か月児健診、3歳児健診結果

(図表12)ほとんど毎日甘い物を食べる割合



資料:令和3年度1歳6か月児健診、3歳児健診結果

(5)食事の摂取状況

「一日3食ほとんど毎日食べる」の割合は、20~39歳男性が 57.9%、女性が 71.4%となっており、平 成28年と比較すると減少しています。(図表13)

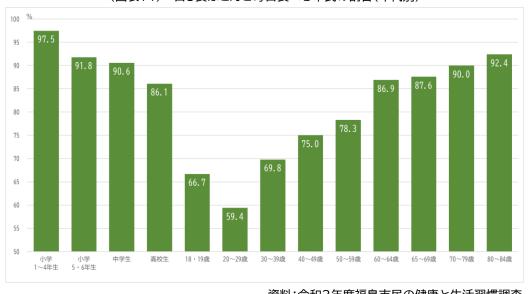
年代別にみると学童思春期(小学生・中学生・高校生)では、学年が上がるにつれて「一日3食ほとんど毎 日食べる」の割合が低下しています。また、一般では、20~29歳の「一日3食ほとんど毎日食べる」の割合 が全世代で最も低く、その後、年代が上がるにつれて「一日3食ほとんど毎日食べる」の割合が増加してい ます。(図表14)

望ましい食習慣を維持するためには、生活リズムを整え、年齢に応じて、多すぎない、少なすぎない、偏り すぎないバランスの良い食事を心がけることが必要です。

100 20~39歳 男性 70%以上 女性 80%以上 60 R3 57.9 40 20 20~39歳男性 20~39歲女性

(図表13)一日3食ほとんど毎日食べる市民の割合(20~39歳)

資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査



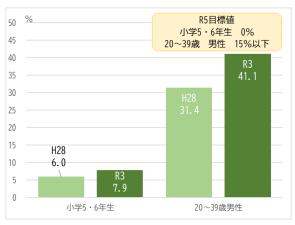
(図表14)一日3食ほとんど毎日食べる市民の割合(年代別)

資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(6)朝食の摂取状況

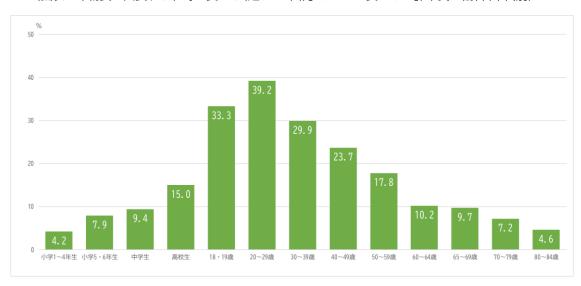
朝食は、身体を目覚めさせ、昼までの活動に必要なエネルギーを送り込む大事な食事になります。 学童思春期(小学生・中学生・高校生)では学年が上がるにつれて「時々食べる(週3~4回)」「ほとんど 食べない」の割合が増加しています。一般では、20~29歳の「時々食べる(週3~4回)」「ほとんど食べ ない」の割合が39.2%と全世代で最も高く、30歳代以降は、「時々食べる(週3~4回)」「ほとんど食べ ない」の割合が年代を増すごとに減少しています。(図表16)

(図表15)朝食を欠食する(「時々食べる(週3~4回)」「ほとんど食べない」)割合 (小5・6 年生、20~39歳男性)



資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(図表16)朝食を欠食する(「時々食べる(週3~4回)」「ほとんど食べない」)市民の割合(年代別)



資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(7)共食

家族と一緒に食事を「ほとんど毎日食べる」小学生の割合は 92.4%で、平成28年と比較するとやや減少しています。(図表17)

学童思春期全体では、学年が上がるにつれて、家族と一緒に食事を「ほとんど毎日食べる」の割合は減少していきますが、7割以上は「ほとんど毎日食べる」となっています。(図表18)

(図表17)家族と一緒の食事状況(「ほとんど毎日」)(小学生)



資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

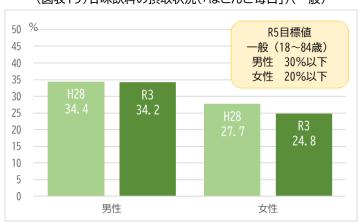
(図表18)家族と一緒の食事状況(「ほとんど毎日」)(学童思春期)



資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

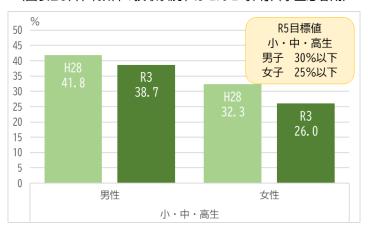
(8)甘味飲料・甘い食べ物の摂取状況

甘味飲料・甘い食べ物を食べる時間や量を考えず習慣的に食べることは、肥満やむし歯にもつながり ます。甘味飲料を「ほとんど毎日摂る」の割合は、一般男性で34.2%、女性で24.8%となっています。 (図表19)18・19歳では、「ほとんど毎日摂る」の割合が平成28年に比べ、10ポイント以上の減少が見 られました。(図表21)



(図表19)甘味飲料の摂取状況(「ほとんど毎日」)(一般)

資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査



(図表20)甘味飲料の摂取状況(「ほとんど毎日」)(学童思春期)

資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査



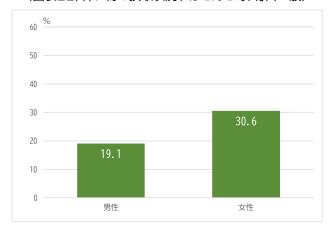
(図表21)甘味飲料の摂取状況(「ほとんど毎日」)(年代別)

資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

甘い食べ物を「ほとんど毎日摂る」の割合は、一般で男性 19.1%、女性 30.6%と女性の方が高い傾向にあります。(図表22)

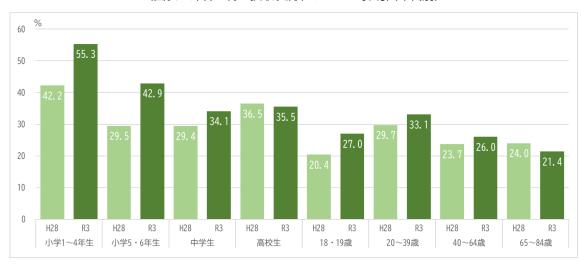
学童思春期では、特に小学1~4年生における摂取状況が平成28年と比べ増加しており、55.3%と最も高い状況にあります。(図表23)

(図表22)甘い物の摂取状況(「ほとんど毎日」)(一般)



資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(図表23)甘い物の摂取状況(「ほとんど毎日」)(年代別)



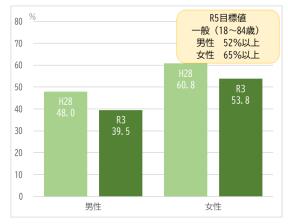
資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(9)緑黄色野菜の摂取状況

緑黄色野菜を「ほとんど毎日食べる」の割合は、一般で男性が 39.5%、女性は53.8%と平成28年と比較して減少しています。(図表24)

学童思春期では高校生が平成28年に比べ「ほとんど毎日食べる」の割合が増加し、60.5%となっています。(図表25)

(図表24)緑黄色野菜の摂取状況(「ほとんど毎日」)(一般)



資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(図表25)緑黄色野菜の摂取状況(「ほとんど毎日」)(年代別)



資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(10)牛乳・乳製品の摂取状況

牛乳・乳製品を「ほとんど毎日摂る」の割合は、一般では、青年期男性で35.0%、女性は41.6%となっ ており平成28年に比べ、減少しています。(図表26)

学童思春期では、小学1~4年生が66.7%で「ほとんど毎日摂る」の割合が最も高く、学年が上がるに つれて減少し、高校生では42.4%となっています。18・19歳を境に年代が上がるにつれ、「ほとんど毎日 摂る」の割合が増加していきます。(図表27)

R5目標値 80 20~39歳 男性 50%以上 70 女性 55%以上 60 50 40 41.6 30 35.0 20 10 0 20~39歳男性 20~39歳女性

(図表26)牛乳・乳製品の摂取状況(「ほとんど毎日」)(20~39歳)

資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査



(図表27)牛乳・乳製品の摂取状況(「ほとんど毎日」)(年代別)

資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(11)身体状況

福島市の年齢別肥満傾向児の出現率について、全国との比較では、各年齢とも高い状況にあります。(図 表28)

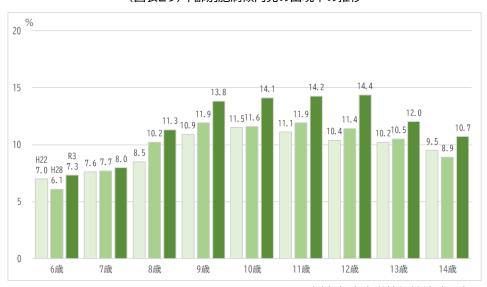
肥満傾向児の出現率の推移を平成28年と令和3年で比べると、6歳から14歳まですべての年代で増加 しています。さらに、9歳以降での増加が目立ちます。(図表29)

この時期は、成長に見合った健康的な体づくりが大切であることを子どもたちが理解できるように家庭 や学校での取り組みが重要となります。



(図表28)年齢別肥満傾向児の出現率の比較

資料:令和3年度学校保健統計調查



(図表29)年齢別肥満傾向児の出現率の推移

資料:福島市学校保健統計調査

40歳から74歳までが対象となる福島市国民健康保険特定健康診査において、BMI25以上(肥満)の 割合は、男性が 33.6%、女性が 25.0%となっており、平成28年と比較すると、男性 3.1 ポイント、女性 2.1 ポイント高く、男女ともに増加しています。(図表30)

また、生活習慣病のリスクを伴うメタボリック症候群該当者及び予備群の割合についても平成28年と比 較すると、男性 5.8 ポイント、女性 2.7 ポイント高く、特に男性の割合が 52.0%と高い状況にあります。 (図表31)

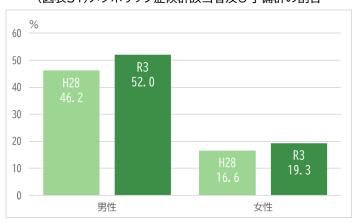
生活習慣病やメタボリック症候群予防のためには、食事のバランスや量を意識した正しい食生活、運動な どの生活習慣改善に向けた知識の普及と健康づくりの支援が必要です。

この年代は、家庭・地域・職場において中心的な役割を担う年代であり、自分自身の健康づくりの中で食 育を意識した取り組みが重要となります。

60 % R5目標値 特定健診受診者(40~74歳) 50 男性 25%以下 女性 20%以下 40 30 33.6 20 25.0 10 0 男性 女性

(図表30)BMI25以上(肥満)の人の割合

資料:福島市国民健康保険特定健康診査



(図表31)メタボリック症候群該当者及び予備群の割合

資料:福島市国民健康保険特定健康診査

(12)歯と口腔

生涯にわたり豊かな食生活を送るためには、乳幼児期からの歯と口腔の健康づくりも大切な要素のひとつです。

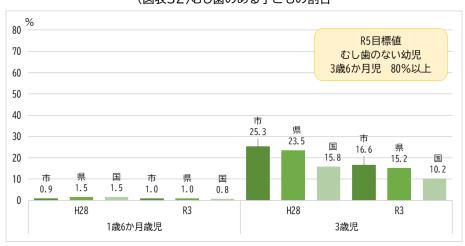
むし歯のある子どもの割合は、福島市・福島県・全国ともに減少傾向にあります。

しかしながら、福島市は全国と比較すると各年齢とも高い状況にあります。(図表32,33)

1歳6か月児におけるむし歯のある割合は、1.0%と少ない状態ですが、3歳児では 16.6%と大幅に増加しています。(図表32)

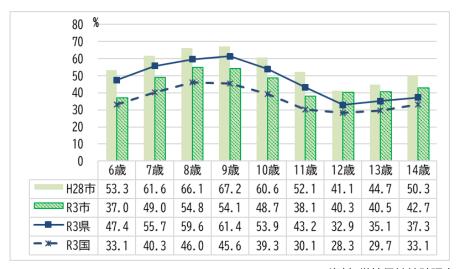
小・中学生は、歯が乳歯から永久歯に生え変わる時期であり、それに伴ってむし歯になりやすい時期でもあります。

むし歯を予防するためには、歯みがきの習慣をつけることやかかりつけ歯科医へ定期的に受診することについての啓発と実践へつなげる取り組みが必要です。



(図表32)むし歯のある子どもの割合

資料:1歳6か月児健診、3歳児健診結果



(図表33)児童生徒のむし歯り患状況

資料:学校保健統計調査

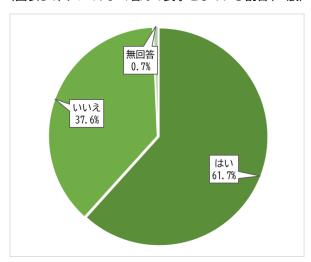
ゆっくりよく噛んで食事をしている割合は、一般で 61.7%です。(図表34)

口は健康の入り口です。歯と口腔の健康づくりは、全身の健康に重要な役割を果たすことから、生活習慣病予防や豊かな食生活を送るためには、咀嚼(そしゃく)機能を維持することも大切です。

歯周病が原因で歯を失い始め、食べることにも影響がでてくることもあります。

高齢になっても歯と口腔を良い状態に保ち、何でもしっかり食べることは介護予防にもつながることから、若い年代からの歯周病予防への取り組みが必要です。

(図表34)ゆっくりよく噛んで食事をしている割合(一般)



資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

3 学校等における子どもの現状と課題

(1)学校給食の実施状況

令和3年度は、児童生徒に対し、年間190回以上学校給食を提供しています。 給食時間の内、食事時間は平均で小学校が20.9分、中学校が17.1分となっています。(図表35)

(図表35)学校給食の実施状況

	年実施回数	給食時間		内訳(分	分)
	(回)	(分)	準備	食事	後片付け
小学校	191.9	42.7	12.5	20.9	9.3
中学校	190.1	37.4	11.6	17.1	8. 7

資料: 令和3年度福島市学校給食実施状況等調査

(2)学校給食における市内産農産物の使用状況

学校給食に使用する食材のうち、精米及び米粉パンの市内産使用率は100%となっています。 そのほか、市内産農産物使用率が高い食材は、きゅうりやりんご、なし類となっています。

県内産使用率でみるときゅうりの他、はくさいやほうれんそう、アスパラガス等の野菜をはじめ、なし類等の果物、牛肉等の畜産物を合わせて 47.0%となっています(図表36)

(図表36)学校給食における市内産農産物の使用状況

食材名		市内産使用率(%)	県内産使用率(%)
米		100.0	100.0
	きゅうり	66.2	76.0
	トマト	6. 7	18.0
	キャベツ	0.9	13.0
	はくさい	5.4	40.7
	ほうれんそう	6.9	58.5
生	ブロッコリー	0.5	6.7
鮮	アスパラガス	1.0	64.9
生 鮮 野 菜	ね ぎ	15.1	23. 2
*	たまねぎ	0.3	0.5
	だいこん	0.3	3.5
	にんじん	0.1	1.0
	ばれいしょ	0.2	0.3
	きのこ類	0.5	3.1
野菜計		4.8	10.6
牛	り ん ご ぶ ど う	74. 5	86.1
鮮	ぶ ど う	38.0	77.8
生 鮮 果 物	な し 類	53.6	90.9
初	もも類	0.0	54.4
果物計		65. 5	85.3
畜産物	牛 肉	0.0	82.2
	豚肉	0.0	44.3
	鶏肉	0.2	52.3
	鶏卵	2.8	16.6
畜産物計		0.2	46.7
米粉パン		100.0	100.0
総合計		39 . 5	47.0

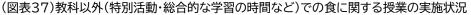
R5目標値 50% (総合計)

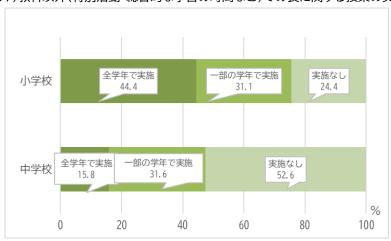
資料:令和3年度学校給食における市内産農産物使用状況調査

(3)学校における食育の実践状況

福島県教育委員会では、『ふくしまっ子食育指針』を策定し「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」の三本柱を中心に学校教育として食育を推進しています。

また、各学校では、食育推進コーディネーターを配置し、栄養教諭や学校栄養職員、食に関連する企業や地域の人材を積極的に活用しながら、家庭科や保健体育科などの関連教科や教科以外(特別活動・総合的な学習の時間など)でも食に関する授業を行っています。(図表37)





資料:食育に関する調査(令和3年度実施分)

福島型給食推進事業

令和2年度より子育て支援施策の一環として福島型給食推進事業を開始しました。 学校給食における市内産米・くだもの・野菜・特産品等の使用拡大を図り、地産地消を 進めるとともに保護者の負担軽減を目的として給食費の一部を助成しています。

令和5年からは、「だいすきふくしまの日」を設けて地産地消の推進、福島の伝統と文化を 伝える統一献立を実施し、子どもたちの思い出に残る給食になるように実施しています。

福島市では、市内産コシヒカリの米飯、市内産米の米粉を使用したコッペパンを給食に提供しています。

併せて、保護者対象の試食会や、栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導により 食育推進に努めています。



「大相撲大波三兄弟応援献立」



福島県産牛肉を使用した献立



栄養教諭による食に関する指導風景

(4)保育所等における食育活動の実施状況

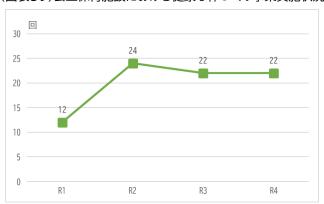
各保育所等において、菜園活動や調理活動等の食に関わる活動を実施しています。(図表38) また、栄養士、保育士等が保育所等へ出向き、体験型の食育活動を経験できる「健康な体づくり事業」を 実施しています。(図表39)

(図表38)保育所(認可施設)における食育活動実施状況



資料:食育事業の実績および予定に係る調査(令和4年度実施分)

(図表39)公立保育施設における健康な体づくり事業実施状況



資料:食育事業の実績および予定に係る調査(令和4年度実施分)



「健康な体づくり事業」 おやつのひみつ活動風景

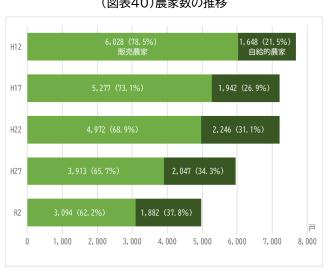


「健康な体づくり事業」 ごはんのひみつ活動風景

4 農業情勢

(1)農家戸数

総農家数は、年々減少しており、農産物生産の主力を担う販売農家数の割合が減少している状況です。 (図表40)これらの背景には、原子力災害に起因する風評の影響や農業従事者の高齢化、後継者不足など の問題があります。農家戸数は今後ますます減少する見込みであり、食料の安定供給等に関しても影響を 及ぼすことが予想されます。



(図表40)農家数の推移

資料:農林業センサス及び農業センサス

※注釈 農家数…経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、1年間における農産物販売金 が15万円以上の世帯

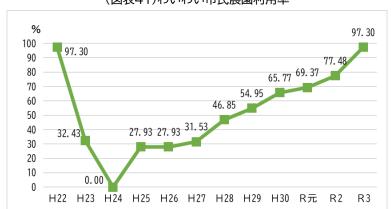
販売農家…経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家 自給的農家…経営耕地面積が30a 未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

(2)わいわい市民農園

自然に親しみ農業に対する理解を深め、人と人とのふれあいによる交流の場や農作業体験等による健 康で潤いのある生活の場として、「わいわい市民農園」を開園しています。

震災後に利用者が減少しましたが、積極的な広報により利用率が回復しています。(図表41)

また、子どもたちに農業に関心を持ってもらうため、園児対象のじゃがいも・さつまいもの植え付け及 び収穫体験も実施しています。

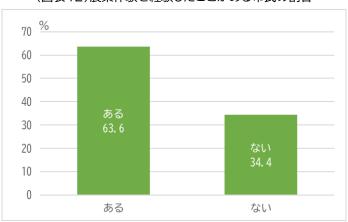


(図表41)わいわい市民農園利用率

わいわい市民農園:施設面積 約9,000 ㎡ 区画(一般用106区画、車イス用5区画、体験農園1区画)

(3)農業体験の機会

田植え、稲刈り、野菜づくりなど農業体験をしたことがある市民の割合は、63.6%です。(図表42) 食物を育てることは、食べ物を大切にする意識や食べ物への関心を持つことにつながります。子どもから大人まで各年代に応じた農業体験ができる機会が今後も必要です。



(図表42)農業体験を経験したことがある市民の割合

資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(4)農業ふれあい体験事業

市内の親子を対象に、農作物の作付け・収穫・料理作りを体験する事業を実施し、農業に対する理解を図るとともに、食の大切さを伝えています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止となりましたが、令和3年度は再開しています。(図表43)



(図表43)農業ふれあい体験事業参加人数

資料:福島市調べ



「農業ふれあい体験」風景

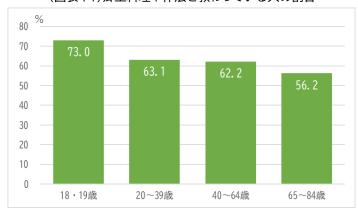
5 ふくしまの食文化

学習センターや学校をはじめ地域では、地元に伝わる郷土料理や行事食、旬の地元食材を利用した料理、箸の持ち方などの食事の作法を伝える取り組みが行われています。

郷土料理や作法を教わっている人の割合は、18・19歳で73.0%と最も高く、各年代でも半数以上の人が郷土料理や作法を教わっています。(図表44)

また、郷土料理や行事食、旬の地元食材を利用した料理を伝えていく担い手となっている食生活改善推進員の会員数は減少しています。(図表45)

食文化の継承につながる取り組みには、地元の食文化を含めた歴史を学ぶことや、世代間のコミュニケーションとしての役割もあることから、継続的な実施のため、食文化の継承者の確保と地域に根ざした食のボランティアの養成が必要です。



(図表44)郷土料理や作法を教わっている人の割合

資料:令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査



(図表45)食のボランティア数(食生活改善推進員)の推移





飯野学習センター年中行事「ちまきづくり」風景

100年フード(文化庁)

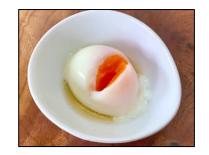
文化庁では、我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を 醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化 を、100年続く食文化「100年フード」と名付け、継承してい くことを目指す取り組みを推進しています。

福島市で愛されている料理も「100年フード」に認定されています。



近代の100年フード部門 ~明治・大正に生み出された食文化~

ラジウム玉子



伝統の100年フード部門 ~江戸時代から続く郷土の料理~

いかにんじん



未来の100年フード部門 ~目指せ、100年!~

ふくしま餃子・円盤餃子

※「円盤餃子」は 福島市観光コンベンション協会の登録商標です。



福島市ホームページ > 観光・文化・スポーツ > 観光情報 > グルメ https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-promo/kanko/kankojoho/gourmet/top.html



6 食の安全と環境

(1)食の安全

食は生命を維持し、健康を支える上で欠かすことができないものですが、食中毒の発生等によって逆に 健康を損なうことがあります。食に起因する健康被害の発生を防ぐため、食品の安全性を確保することが 大切です。

食品の安全性に関する知識を持っている市民の割合は、平成28年 58.8%、令和3年 66.7%と増加しています。(図表46)

食品衛生に関する講習会の開催など、知識を持つ市民や実践している市民を今後さらに増やすため、継続した食の安全に関する普及啓発が必要です。

(図表46)食品の安全性に関する知識を持っている市民の割合



資料: 令和3年度福島市民の健康と生活習慣調査

(図表47)食品衛生に関する講習会の 開催回数及び受講者数

開催回数	20 🗆
受講者数	689名

資料:福島市保健所令和4年度実績

(2)食品と放射線検査

平成23年に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線に係る市民の食に対する不安を払しょくし、正しく食品を選択するための情報源として、食品等に対する様々な検査や市民の内部被ばく検査を実施しています。(図表48)

今後も確実な検査の実施により安全性を確認し、正しい情報を提供するなど、不安払しょくにつなげていく取り組みが必要です。

(図表48)食の安全に関わる本市独自の放射線検査事業

福島市産農産物(出荷物)放射性物質の自主検査

市場に流通する生鮮食料品等の放射性物質測定

加工食品(主として市内で生産・製造・加工される食品等)の放射性物質検査

市内の水道水の放射性物質モニタリング検査

保育所給食まるごと検査事業

学校給食まるごと検査事業

自家消費用農作物等の放射能測定

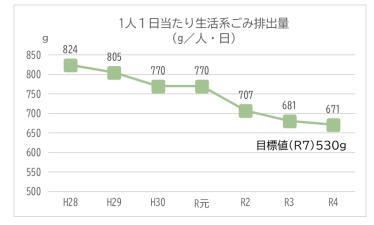
内部被ばく検査

(3)ごみの排出と食品ロスの状況

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)は、全国で523万トン発生していると推計されています(令和3年度推計値)。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(令和3年で年間約440万トン)の 1.2 倍に相当します。食品ロスを国民一人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分(約114g)の食べものが毎日捨てられていることになります。

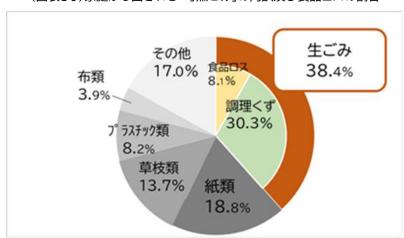
本市の家庭から出される「可燃ごみ」の内訳を見ると、生ごみが 38.4%と最も多く、食品ロスは全体 の 8.1%となっています。(図表50)市民一人ひとりが「もったいない」という精神で、食への感謝の気持ちを深めるとともに、食品ロス削減の重要性についての理解と意識向上を図る必要があります。

(図表49)1人1日当たり生活系ごみ排出量 (資源物、集団資源回収量を除いた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量)



資料:福島市調べ

(図表50)家庭から出される「可燃ごみ」の内訳及び食品ロスの割合



資料:令和3年度福島市食品口ス実態調査結果より

第3章 第2次福島市食育推進計画の評価

1 これまでの取り組みの成果と課題

本市の食育関連事業(イベント、市民講座、地域保健活動等)は、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響をうけ、一部が中止を余儀なくされましたが、感染対策を講じながらの実施やオンライン相談会・レシピの動画配信など新たな手法での取り組みも始まりました。(図表51)

(図表51)福島市食育関連事業成果と課題

(図表51)福島市食育関連事業成果と課題						
基本施策1 食育推進運動の実践						
具体的な取り組み内容	成果	今後の課題				
◎食育関連の情報提供◎「適しおレシピ」の作成と作り方動画の配信	・健都ふくしま創造事業「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」の一環「適しお」の取り組みは、市の広報媒体だけではなく、メディアの協力により幅広い広報ができた。 ・コロナ禍において新たに二次元コードや動画による情報提供に着手。	・食関連企業やメディア等との連携のさらなる強化。 ・市民一人ひとりが主体的に食を通した健康づくりができるよう、無関心層や若い年代への新たな情報発信の方法等、工夫が必要。				
◎「適しおサポーター」の募集	「適しお」の取り組みを地域に広める ため、「適しおサポーター」を募集。 趣旨に賛同する市内の企業・団体等と 連携、推進ができた。	・「適しおサポーター」の地区別登録数の均 等化や情報交換の方法について検討が必要。				
	基本施策2 家庭と地域における食	育の推進				
具体的な取り組み内容	成果	今後の課題				
◎健康教育の実施 ・各年代別「食のバランス」や「塩分」の健康教育 ・適塩みそ汁試飲・調理実習で の塩分量の体験 ・幼児期の食事やお弁当づくり 調理実習	・「食」に関して関心を示す町内会や 団体が多く、壮年期〜高齢期に向け て、栄養バランスに配慮した食事や減 塩について伝えることができた。 ・幼児期への健康教育では、保護者に 向け、子どもの食事を通して家族全体 の食事について伝えることができた。	・町内会や老人クラブなどからの依頼は多く、高齢期へ食育を推進することができた。その一方で、働き盛りの青年期、壮年期への食育推進の機会が少なく、若い世代への推進が課題。 ・コロナを教訓とした新たな情報の発信方法の検討。				
◎各地区の育児相談会での各種相談・講話・離乳食・歯科相談、生活習慣に関する講話	・乳幼児からの食習慣、歯磨き習慣、 生活習慣について、直接専門職からだ を聞くことで、理解してもらうことできた。 ・保護者同士で悩みを共有することで、選者同士で悩みを共有することで、 がよる食習慣、歯磨き習慣の方法を一 らえる食習慣、歯磨き習慣の方法を一 緒に考育て世代も振り返ってもらうことがる保護者自身の生活 習慣についても振り返ってもらうき かけとなった。 ・専門職に相談することで、保護者の 育児に対する不安を軽減し、 ってもらうことができた。	望ましい食習慣を身につけるためのきっかけとして、今後も専門職による相談の場づくりを継続していく。				
◎離乳食教室の実施・【もぐもぐごっくん教室】・【おんぶで食育体験教室】・【オンライン離乳食相談会】	離乳食・栄養指導、体験教室等を通し 望ましい食習慣を身につけるための情報提供や参ごっくん教室】 (R元年度:11回、374人 【おんぶで終了) R元年度:11回、374人 【おんぶで食育体験教室】 (R2年7月~) 福島県助産師会との共催 R2年度:8回、104人 R3年度:11回、110人 【オンライン離乳食相談会】 (R2年7月ウイルス感染拡大に伴いR2年5月から4か月健診が個別健診となり、直接離乳食について聞く機会がなくなったため開始。 R2年度:11回、60人 R3年度:11回、88人 4か月健診に手ラシ配布。アンケート集計(R3):栄養士からの 話を理解できた人の割合95%	【おんぶで食育体験教室】まずは大人が食事をし、そこから離乳食を取り分けるため、保護者もしっかり食事をとる大切さを伝えていきたい。 【オンライン離乳食相談会】 参加者をさらに増やすために、アプリや支援センターで周知しているが、さらに周知の強化が必要。				

基本施策2 家庭と地域における食育の推進			
具体的な取り組み内容	成果	今後の課題	
◎乳幼児健診時の保健指導・栄養指導 ・【4か月健診】小児科医による全般的な栄養指導 ・【1歳6か月児健診・3歳児健診】	【4か月健診】 R2年5月から医療機関に委託し個別健診となる。小児科医や看護師が写真やイラスト入りのパンフレットを用いて栄養指導を実施。 【1歳6か月児健診・3歳児健診】 R4年度個別栄養相談件数:1歳6か月児健診1,081件3歳児健診1,090件 労き嫌いや食事量・時間、ジュース・炭酸飲料の常用などの相談が多い。便秘や生活リズムの乱れなどもあり、こともを含めた家族の生活を見直す機会となった。	乳幼児健診はほぼ全員が受診するため、食生活をきっかけとして、家族がよりよい生活習慣を身につけられるよう保健指導・栄養指導を継続していく。	
◎1 歳6か月児健診・3歳児健診 での歯科保健指導	現在は主に口頭での個別指導を実施している。 新型コロナウイルス感染拡大以降、1歳6か月児健診でむし歯罹患率が高くなっている。健診対象月齢の遅れも一因と考えられる。 R3年度乳幼児健診時歯科指導件数: 125回、3,320件。	むし歯予防には保護者の理解・実践が重要である。親子で一緒に取り組めるように、親自身が口腔衛生や生活習慣などに関心を持ち、その必要性を再確認する機会となり、家族ぐるみでかかりつけ歯科医をもつよう、歯科保健指導を継続する。	
◎健都ふくしま創造事業による 地域の健康づくり ・地区の医師による血圧に関す る講演会の実施。血圧の正しい はかり方について学習。 ・塩分に関する調理実習、試食 による適しおの体験。 ・家庭の台所に貼れるよう「塩 用心」「脂用心」「糖用心」の ちらしを作成し、地区住民に配 布。	・吾妻、飯野、吉井田、信夫、立子山 地区では健都ふくしま創造事業の推進 組織が設立。 ・専門職だけでなく、ヘルスメイトや 地区組織、他部署との連携により、生 活習慣を見直すことの重要性を地区の キーパーソンとなる人達と共有するこ とができた。 ・地域の特色を活かした取り組みを行 うことができた。 ・調理・試食、尿中塩分測定など体験 を通して、健康な生活習慣について理 解を深めることができた。	・健都ふくしま創造事業の推進組織が設立されている地区をモデル地区として、各地区に広げていく。 ・推進組織が設立されていない地区でも、地域の特色を活かした取り組みの継続や支援が必要である。 ・地域のキーパーソンだけでなく、地域住民一人ひとりに生活習慣病予防の知識、取り組みを広げていくことが必要である。 ・成人や高齢者への取り組みが多く、子どもの健康問題への取り組みが少ない。全世代を対象とした取り組みが必要である。	
 ◎職場における健康講座 ◎依頼による健康出前講座 ・生活習慣病、フレイル、低栄養予防講座 ◎特定保健指導 ・国保特定健診受診者のうち動機づけ支援の40~60歳代に実施 ◎栄養相談事業 生活習慣病重症化予防、合併症の進行予防として実施。 	・職場における健康講座は、「生活習慣病予防」のテーマで依頼を受けることが多く、働き盛り世代特有の食課題を踏まえながら知識の普及を図ることができた。 ・国保特定健診受診者に個別の栄養指導を行い、自ら食生活を見直し、改善に向けて行動がとれるような機会を提供することができた。	・依頼のある事業所や団体が固定化してきている傾向がある。健康講座の幅広い周知が必要。 ・特定保健指導の実施について、若い世代の実施率を伸ばすため、ICTの活用等、対象者が受けやすい環境づくりに取り組む必要がある。	
◎ライフステージ・ライフサイクルに応じた各学級・講座 ・【少年教育】 年中行事による食文化の体験や料理教室 ・【家庭教育】 親対象の栄養指導・相談、親子料理教室 ・【女性教育】 【高齢者教育】 長寿や健康の料理教室 ・【市民講座】 男性対象料理教室	16学習センターにおいて、乳幼児の ためのおやつの作り方・食べ方指導から、高齢者への健康料理講座まで、地 区住民を対象に幅広く事業を開催した。 家庭と地域における食育の推進、食文 化・地域文化の伝承に繋げた。	各学級・講座への参加者拡大に向けての内容や周知方法の検討の必要がある。健康づくりに関する学習の機会を継続していく。	
◎食生活改善推進員養成講座◎食生活改善推進員現会員への研修会	・地域での食育推進の中心となる食生活改善推進員の養成講座を開催。 ・補講も随時実施、会員増に努めた。 ・動画による講話等、新しい形の研修会を実施した。	・新型コロナウイルス感染拡大により、会員の活動が困難な期間が続き、活動できず退会する会員が増加。 ・現会員の高齢化や家族の介護等で、休会や退会者も増加、若い世代への養成講座参加の啓発が必要。 ・現会員が前向きに活動できるような取り組みが必要。	

	基本施策3 学校・保育所等における	食育の推進
具体的な取り組み内容	成果	今後の課題
◎健康な体づくり事業 幼稚園・保育課の栄養士、保育 士等が保育施設にて、体験型の 食育活動の実施を行うことにより、児童や保護者への食に関す る知識の習得や、食育に対する 興味関心を深める。	認可保育施設において、幼稚園・保育 課の栄養士、保育士等が体験型の食育 活動を実施。 栄養バランスのよい食べ方やおやつの とり方などについて指導、望ましい食 生活についての理解を図った。年齢に 応じた食育活動をすることで、食への 興味関心を高めた。 また、実施内、に振り返りシート」 を 使い、保護者へ 策を図った。 発を図った。	各施設の課題や年間食育計画に基づいた食に 関する情報を発信し、家庭や児童へ望ましい 生活習慣について継続して普及啓発を図る。
◎給食の提供 児童生徒の発育に適応する栄養 バランスのとれた食事の提供、 季節や年中行事等に併せた行事 食や郷土料理の導入。	国の学校給食実施基準に基づく栄養摂取量や市の年間給食計画を基本に、市の基本献立を作成、学校・給食センターへ配布した。 季節や年中行事等に併せた行事食や郷土料理を導入し、日本の食文化への開催時には、本市のホストタウンであるスイス、ベトナム料理の献立を提供し、異文化への理解を深め、食体験が広がる機会となった。	多様な献立を提供することで、食に対する経験を積み重ね、食べることの楽しさや食に関する知識を得る等、学校給食を生きた教材として活用できるよう、継続して基本献立の見直しを図る。
◎給食時間における指導 食べる際のマナーや食べものに 関する知識など、給食を食べな がら学級内指導や校内放送等で 情報提供を行う。	給食センターにおいて、その日提供される給食に関連した情報の資料を学校に配布し、校内放送等での活用を促した。また、栄養教諭・栄養職員が給食時間にクラスへ訪問し、食事のマナーや食に関する指導を実施し、食に関する興味関心を高めた。	給食時間は限られているが、毎日継続して指導できる重要な時間と捉え、学級内指導や校内放送等により食に関する指導を推進していく。
◎「福島型給食推進事業」の実施 格 各学校及び各学校給食センター において地産地消をより強く意識した「だいすきふくしまの 日」を設定し給食を提供。	給食の献立に「だいすきふくしまの 日」を設定、今まで以上に地産地消を 意識した給食の提供ができた。 新たな取り組みとして、市内産米を使 用した米粉パンを提供し、市内産農産 物の使用拡充が図れた。 実施内容を市のホームページで広報 し、学校給食における食育の取り組み について情報提供した。	今後も更なる地産地消の推進のため、農政部 や食材納入業者等と連携しながら計画的に事 業を実施していく必要がある。
◎学校給食試食体験会、食育ワークショップの実施 学校給食試食体験会と調理員を中心とした食育ワークショップ を実施し、地域に向けた食育の 推進を行う。	学校給食試食体験会では、次年度小学校へ入学する予定の児童とその保護者を対象に給食を試食する機会を提供するとともに、箸の持ち方についての食育を行った。 食育ワークショップでは、小学生を対象に学校給食で提供しているメニューの調理実習を行った。これらを通して市民の学校給食への理解を深めることができた。	給食への理解をより深めるため安心・安全なイベントの実施方法について検討していく必要がある。
	基本施策4 「農」を通した食育	の推進
具体的な取り組み内容	成果	今後の課題
◎ふくしまサクランボまつり ・福島のサクランボのPRなど を目的として毎年開催。即売会 など。	「ふくしまサクランボまつり」を昨年度までは福島駅前で行っていたが、今年は道の駅ふくしまにて開催。市内外や近県、東京など様々な方に生産者と交流をしながら「福島市のサクランボ」を認知してもらうことが出来た。サクランボ狩り取り体験では、農業と触れ合うことが出来、大変好評だった。多くのメディアに取り上げられる。	福島市はモモやリンゴの認知度は高いが、サクランボがあることを知らない・生産者や農業と触れ合ったことの無い市民もいることから、今後も継続して実施をしていく必要がある。
◎モモ・リンゴ収穫祭・ポット鉢上に実った果物を収穫してもらい、農業に親しんでもらう。	保育所、幼稚園からも好評を得ており、子どもたちにくだものへの関心、 興味を持ってもらうことができた。今 後も継続して実施したい。	年によって桃、リンゴの生育が違く、天候によっては中止の可能性があるため、日程調整等が困難。
◎ライフステージ・ライフサイクルに応じた各学級・講座【少年教育】野菜作り体験学習の実施。	【少年教室】地域の方々等の協力を得ながら野菜作りを学ぶ機会を開催した。種まきから農作物を使った調理までを体験することで、「農」を通した食育の推進に努めた。	各学級・講座への参加者拡大に向けての内容 や周知方法の検討の必要がある。農業体験を 通して、食を学ぶ機会を継続していく。

	基本施策5 地域活動を通した食文	
具体的な取り組み内容	成果	今後の課題
◎ライフステージ・ライフサイクルに応じた各学級・講座【少年教育】年中行事による食文化体験や料理教室実施。 【女性教育】【高齢者教育】長寿や健康をテーマとした料理教室など実施。	【少年教育】地域の方々等から「ちまき作り」「月見だんご作り」「餅つき」「だんごさし」等の年中行事や日本の食文化を学ぶ機会とした。 【女性教育】【高齢者教育】味噌づくり等地元の食材を使った料理や郷土食を学ぶ機会となった。	各学級・講座において、食文化の継承につながる講座の継続的な実施の必要がある。 事業を継続していく上で、食文化の継承者の確保が必要である。
基本旅	議6 食の安全と環境に配慮した食育の	が推進と放射線対策
具体的な取り組み内容	成果	今後の課題
◎内部被ばく検査 【対象】 ○市民一人ひとりの放射線による健康不安の軽減及び将来にわたる健康管理を目的に、WBC 搭載車等で希望者を対象に検査を実施。・福島市内の小中学校(小学2・4・6年生、中学2年生)の学校巡回・地区を巡回して地区巡回・委託医療機関での検査を実施	【検査結果】 R2 年度 6,948 人、R3 年度 6,328 人福島市健康管理検討委員会より『内部被ばく検査の結果、放射性セシウムが検出された方についても預託実行線量は全員1ミリシーベルト未満であり、健康に影響を与えるような数値ではない』との評価を受けている。	確実に検査を実施し、不安軽減につなげてい くことが必要である。
◎ふくしまの恵み安全・安心推進事業 ・米は旧市町村ごと(作付けのない旧土湯村を除く)に3検体を採取し、県によるモニタリングを実施(福島県農業総合センター)・果樹・野菜の主要産地を農家ごとに1回検査(JAふくしま未来モニタリングセンター)	米のモニタリング結果は、県及び市の HPにて随時結果を公表し、生産者、消費者双方の安心醸成に寄与。 果樹、野菜のモニタリング結果は、市 HPにて毎月、前月末までの累積結果を 公表し、生産者、消費者双方の安心醸 成に寄与した。	市内農産物の安全性が明らかになってきているものの、食への安心を維持するため、引き続き安心できる出荷体制の継続を支援する必要がある。
○食品ロス削減をテーマとした、 で食品ロスリング動画を作成した。 配信するには、 配信するには、 での意識のでは、 での意識のは、 での意識のは、 でのでは、 でいるでは、	食品ロスに関する様々な施策を展開 し、子どもから大人まで幅広く食品ロスとごみ減量への意識づけを行った。	食品ロスの問題は全市民に関わるものである ため、より多くの方の意識向上を図る必要が あり、関心の薄い層への働きかけについて検 討が必要である。

2 指標の達成状況

(1)目的

平成29年度から令和5年度までの7年間を計画期間とする「第2次福島市食育推進計画」は、令和2年 以降新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食育活動は事業展開の見直しを余儀なくされるなど かなりの影響を受けました。

しかし、各々の立場で試行錯誤しながら「新たな日常」に対応すべく、「『食力』の輪を広げ、すこやかに豊かな心を育む ふくしま市」を基本理念として、市民・関係機関とともに食育の推進に努めてきました。この度、計画の終期を迎えるにあたり、現状値を確認し、計画の評価を行い、次期食育推進計画における施策の方向性の検討を行いました。

(2)指標の評価

①用語の定義

第2次福島市食育推進計画の評価を行うにあたり、主に使用する用語の定義は以下のとおりです。

- ・現状値 計画評価年度時点で把握できる直近の数値
- ・策定時値 計画策定時に現状値として使用した数値
- ・目標値 計画期間の最終年度までに達成を目指す数値
- ・達成度 現状値を策定時値と比較し改善や悪化を判定した評価

②達成状況の判断基準

施策の成果や達成度を確認するため、第2次福島市食育推進計画の指標を設定し、その達成状況 を下記により評価しました。

0	「現状値」が「目標値」を達成した
0	「現状値」が「目標値」には及ばないが、「策定時値」よりは前進した
Δ	「現状値」が「策定時値」と変化がない
×	「現状値」が「策定時値」より後退した
_	「現状値」が把握できない

(3)指標の達成状況

目標値を達成した項目は1項目でした。目標値の達成には至りませんでしたが、現状値が策定時値より前進した項目は8項目でした。現状値が策定時値より後退した項目は12項目で全項目数の5割を占めました。

達成状況の全体表

達成度	0	0	Δ	×	_	合計
項目数	1	8	1	12	2	24
割合	4.2%	33.3%	4.2%	50.0%	8.3%	100%

(4)指標の評価

食育に関心を持っている市民の割合は69.7%となっており、あまり変化はありませんでした。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
1	食育に関心を持っている市民の割合の増加	69.5%	69.7%	90%以上	0

[※]福島市民の健康と生活習慣調査

食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合は、66.7%と増加しました。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
2	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている 市民の割合の増加	58.8%	66. 7%	90%以上	0

[※]福島市民の健康と生活習慣調査

1日3食食べる人、牛乳・乳製品を毎日摂る人、緑黄色野菜を毎日摂る人の割合は減少しました。 朝食を欠食する20~39歳男性の割合は、41.2%と増加しました。

甘味飲料を毎日摂る人の割合は一般、小・中・高生ともに減少しました。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
3-1	1日3食食べる人の割合の増加[20~39歳男性]	66.1%	57.9%	70%以上	×
3-2	1日3食食べる人の割合の増加 [20~39 歳女性]	74.5%	71.4%	80%以上	×
4-1	朝食を欠食する(時々、ほとんど食べない) 市民の割合の減少[小5・6年生]	6. 0%	7. 9%	0%	×
4-2	朝食を欠食する(時々、ほとんど食べない) 市民の割合の減少 [20~39 歳男性]	31.4%	41.2%	15%以下	×
5-1	牛乳・乳製品を毎日摂る人の割合の増加 [20~39 歳男性]	36.8%	35.0%	50%以上	×
5-2	牛乳・乳製品を毎日摂る人の割合の増加 [20~39 歳女性]	48.4%	41.6%	55%以上	×
6-1	緑黄色野菜を毎日食べる人の割合の増加 [18~84歳男性]	48.0%	39.5%	52%以上	×
6-3	緑黄色野菜を毎日食べる人の割合の増加 [18~84歳女性]	60.8%	53.8%	65%以上	×
7-1	甘味飲料を毎日摂る人の割合の減少 [18~84歳男性]	34.4%	34. 2%	30%以下	0
7-2	甘味飲料を毎日摂る人の割合の減少 [18~84歳女性]	27.7%	24. 8%	20%以下	0
7-3	甘味飲料を毎日摂る人の割合の減少 [小・中・高生男性]	41.8%	38. 7%	30%以下	0
7-4	甘味飲料を毎日摂る人の割合の減少 [小・中・高生女性]	32.3%	26.0%	25%以下	0

[※]福島市民の健康と生活習慣調査

食事を家族と一緒に食べる小・中・高生の割合は減少し、92.4%となりました。

_	~ 3					
	No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
	8	食事を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (週 3~4 回以上)[小・中・高生]	95.5%	92.4%	100.0%	×

[※]福島市民の健康と生活習慣調査

むし歯のない幼児の割合は目標値の80%以上を達成し、83.4%となりました。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
9	むし歯のない幼児の割合の増加[3歳6か月]	75.9% (H27)	83.4%	80%以上	0

※乳幼児健康診査結果

40~74歳男性女性共に肥満の人の割合は増加しました。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
10-1	肥満の人の割合の減少 [特定健診受診者 40~74 歳男性]	29.0% (H26)	33.6%	25%以下	×
10-2	肥満の人の割合の減少 [特定健診受診者 40~74 歳女性]	22.3% (H26)	25.0%	20%以下	×

※福島市国民健康保険特定健康診査結果

学校給食における市内産農産物使用状況の割合は増加し、39.5%となりました。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
11	学校給食における市内産農産物の使用状況の 割合の増加	38.7% (H27)	39.5%	50.0%	0

※学校給食における市内農産物の使用状況調査

食育推進に関わるボランティア(食生活改善推進員)の数は減少し、101人となりました。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
12	食育推進に関わるボランティア数の増加 (食生活改善推進員)	136 人	101人	150人	×

※食生活改善推進員調査

農林漁業体験を経験した市民の割合はわずかに増加し、63.6%となりました。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
13	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加	63.0%	63.6%	70%以上	0

※福島市民の健康と生活習慣調査

健康を維持するために心がけていることがある人の割合に変化はありませんでした。

No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度
15	健康を維持するために心がけていることがある 人の増加	73.5%	73.5%	80%以上	Δ

※福島市民の健康と生活習慣調査

指標14,16は調査項目の文言変更により、現状値は把握できませんでした。

J								
	No.	目標項目	策定時値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R5)	達成度		
	14	栄養バランス等に配慮した食生活を送っている 市民の割合の増加	78. 4%	把握できず	85%以上			
	16	何でも噛んで食べることができる人の増加	80. 2%	把握できず	85%以上			

※福島市民の健康と生活習慣調査

第4章 食育推進の基本的な考え方

1 基本理念と目指す方向

「食」は、私たちが生きていくために欠くことができません。

今の豊かな食を将来にわたって維持していくためには-環境・人・文化-が大切な要素となります。 環境に配慮することの重要性や「食」を支える人々の苦労や努力、伝統的な食文化など、「食」に関心を持 ち、家庭や地域社会とのつながりの中で食に関する体験や実践を通して「食」に関する知識、「食」を選択し 実践する力=『食力(しょくりょく)』を身につけていくことで、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間 性を育むことができるよう市民、家庭、地域、学校、生産者、行政など様々な担い手が連携し、食育を推進し ていくことを目指します。

基本理念

- かんきょう ひと ぶんか - 環境・人・文化 – 3つの「わ」と食力で育む 豊かな心 ふくしま市







キャッチフレーズ

未来につなげよう! 食力のまち ふくしま市

2 基本目標

しょく みずか かんが じっせん

(1) 食について 自ら考え、実践する

しょく とお けんこう からだ こころ

(2) 食を通して健康な身体と心をつくる

しょくぶんか りかい し あじ たいせつ

(3) 食文化を理解し、ふくしま市の味を大切にする

しょく とお しょく あんぜん かんきょう かんが こうどう

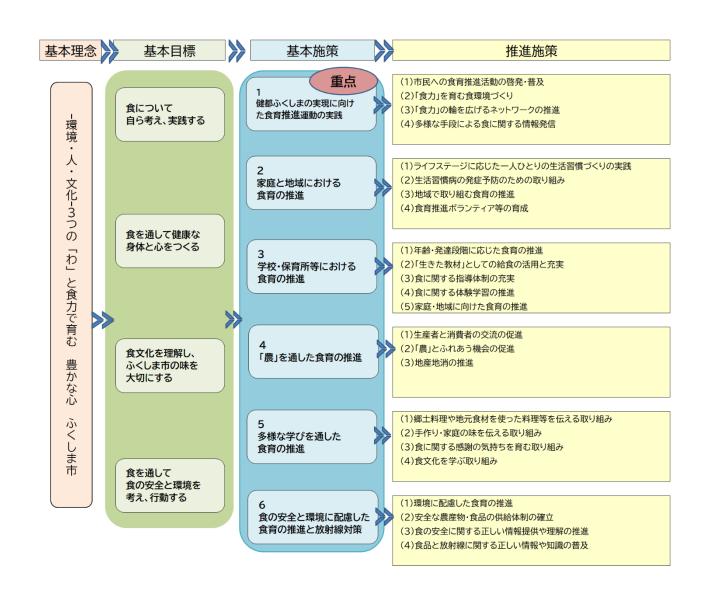
(4) 食を通して食の安全と環境を考え、行動する

3 計画の体系

基本施策1「健都ふくしまの実現に向けた食育推進運動の実践」を基本施策2から6にわたり横断的に取り組むものとして位置づけ、第3次福島市食育推進計画の重点とします。

生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、地域とのつながりの中で食力を高めていくことは、~誰もが住み慣れた地域で、安心して健康で暮らせるまち~「健都ふくしま」の実現につながります。

「健都ふくしま」の実現のためには、市民が食を取り巻く課題等について理解を深め、主体的に実践できるよう、様々な関係機関と連携し食環境の整備やネットワークの構築などを進めていくことで、個人の努力だけでなく、関心のない人等も含めた地域全体、福島市が「食力」を育むことができるまちになるよう、さらなる取り組みの強化を目指します。



ふくしまの健康なまちづくり

健康寿命を延伸し、全ての市民が地域で健やかに暮らす「健都ふくしま」の実現をめざし、「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」の 3つの柱により具体的な取組体制を整備しています。



健康づくりの推進にあたっては、市民を中心に、民間(施設、民間団体、事業者等)、行政、 三位一体による推進体制で取り組んでいます。

これまで継続してきた「適しお」などの取り組みに加えて、デジタル社会に対応した ICT 技術の活用や大学等の高等教育研究機関との連携、山岳信仰に由来する「健脚文化」を健康なまちづくりにつなげる新たな取り組みにもチャレンジします。



※健脚文化…信夫山の羽黒神社に奉納される大わらじは、より一層の「健脚」を祈願する意味が込められています。

第5章 食育推進の取り組み

1 健都ふくしまの実現に向けた食育推進運動の実践

(1)市民への食育推進活動の啓発・普及

食育月間(6月)や食育の日(毎月19日)の取り組みとして、食育に関する情報提供を行うとともに、食力についての啓発普及活動を行い、市民の食育に関する関心を高め、理解促進を図ります。



食育月間(6月)周知看板

(2)「食力」を育む食環境づくり

家庭だけでなく、地域とのつながりの中で食力を育むことができるよう、地域の特産物や旬の食材を生かした体験学習やイベント、家庭における食の重要性を理解し実践できるような学習の機会の創出など、食環境づくりを推進していきます。また、健都ふくしま創造事業「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」の一環として「適しお」の取り組みを推進し、健康的な食環境の整備を図ります。





適しおの取り組み(ミニのぼり旗・適しおお助け商品掲示用カード)

(3)「食力」の輪を広げるネットワークの推進

福島市食育推進委員会等において、食を取り巻く課題や、関係団体等が取り組んでいる活動・体験教室などの情報を共有し、各種関係機関・団体相互の連携を図る仕組みづくりをすすめ、家庭や地域での食育活動への積極的な参加を促し、市民への食育の浸透を図ります。



福島市食育推進委員会



適しおサポーター(有限会社 菓匠 清泉堂)

(4)多様な手段による食に関する情報発信

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等を教訓に、どのような状況にあっても市民が情報収集できるよう、マスコミとの連携・SNS・紙媒体等多様な手法で継続的に食に関する情報を発信していきます。



オンライン離乳食相談会風景



適しおレシピ動画

適しおレシピはこちら

福島市ホームページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 食育 > 適しおレシピ https://www.city.fukushima.fukushima.jp/hoken-kenkou-zoushin/kenko/iryo/eiyo-syokuseikatsu/documents/tekisio2020.html



基本施策 1 健都ふくしまの実現に向けた食育推進運動の実践					
推進施策	主な取り組み(内容)	推進・連携体制			
(1) 市民への食育推進 活動の啓発・普及	・食育月間、食育の日の普及啓発 ・食育に関する情報や「食」を選択し、 実践するカ=「食力」に関する普及啓発	<福島市> 広聴広報課 農業振興課 ごみ減量推進課 保健所健康づくり推進課 こども政策課			
(2) 「食力」を育む 食環境づくり	・体験学習・イベント等での啓発活動 (学校給食試食会、食育ワークショップ等の 開催) ・望ましい食習慣(栄養バランス、適しお、野菜 摂取量等)の啓発 ・食生活改善普及運動(毎年9月)の展開 ・「適しお」の啓発・普及	幼稚園・保育課 生涯学習課 教育施設管理課 学習センター <関係団体> 大学等学識経験者 報道関係機関 福島市食育推進委員会 及び委員所属団体			
(3) 「食力」の輪を広げる ネットワークの推進	・福島市食育推進委員会の開催 ・福島市食生活改善推進員協議会との連携 ・地域、関連機関、人材等との連携、情報共有 ・適しおサポーター	食品関連事業者 適しおサポーター 地区組織 等			
(4) 多様な手段による 食に関する情報発信	・市の広報媒体による情報発信 ・マスメディアを活用した広報 ・食育イベントの周知(食育に関する各種講座、地域の特産物や旬の食材を生かした体験イベント、オンライン相談会など) ・食育活動団体・関係機関等との連携による、各種イベントでの情報発信 ・適しおレシピ配布、レシピ動画配信				

2 家庭と地域における食育の推進

(1)ライフステージに応じた一人ひとりの生活習慣づくりの実践

家庭における健全な食習慣は生活の基本です。栄養バランスを考えて食べること、ゆっくりよく噛んで食べること、生活リズムを整えること、朝食を食べることなど、家庭での実践につながるような食に関する正しい情報提供や、実践可能な調理法などを取り入れた料理教室・体験講座などを通じて、各年代層への啓発普及に努めます。

妊娠期においては、母体の健康のみならず胎児への影響を考えた望ましい食生活ができるように情報提供や保健指導に取り組みます。

乳幼児期においては、食習慣の確立が重要であり、乳幼児健診時の離乳食・栄養指導や歯科保健指導など体験を通して望ましい食習慣を身につけるための情報提供に努めます。

高齢期においては、介護予防を目的として、低栄養にならないためバランスのとれた食習慣の維持ができるよう保健指導等に取り組みます。



乳幼児健診時の歯科保健指導風景



(2)生活習慣病の発症予防のための取り組み

適切な塩分量を心掛ける、野菜をいつもより多く食べる、食事量が極端に偏らないように3食バランスよく食べるなど、望ましい食生活について啓発普及を図ります。「適しお」みそ汁の試飲や調理実習での塩分量の体験等、各種健康講座、特定保健指導や個別栄養相談により、個人の生活に寄り添い食習慣の改善、生活習慣病予防の啓発に努めます。また、ゆっくりよく噛んで食べることは、肥満の予防・改善をはじめとして、メタボリック症候群(内臓脂肪症候群)などの生活習慣病の予防のほか、唾液の分泌を促し、むし歯や歯周病の予防にもつながることから、豊かな食生活を楽しむために歯と口腔の健康づくりにも取り組みます。



「吾妻地区適しおのコツ体験教室」風景 (吾妻地区健都ふくしま創造推進会)



吾妻地区文化祭「適しおパネル・ 野菜の調理前後の変化フードモデル」展示風景 (吾妻地区健都ふくしま創造推進会)

ゆっくりよく噛んで食べましょう!

よく噛んで食べることは、早食いを防止して満腹感が得られやすくなり、肥満予防につながります。 また、よく噛むことで、ホルモン分泌が高まり、食欲が抑えられたり、ゆっくり味わうことで、うす味・適量で満足感が得られます。 あごの発育や、むし歯の予防などの効果も期待できます。

ゆっくりよく噛める工夫を見つけましょう

あまり噛まないで 食べてしまう

- ・噛む回数の目標をたててみる
- 形がなくなったら飲み込む

ひとくちの量が多い

- ・丸かじりせず、小さく分けてから食べる
- 小さいスプーンを使う
- ・箸で摂る量はいつもより少なめに

次から次へ 口に入れてしまう

- ・先の食べ物を飲み込んでから次の物を口に入れる。
- 箸置きを使う
- ・ひとくちごとに箸・スプーンなどを置く

参考 農林水産省「第4次食育推進基本計画」啓発リーフレット、国立保健医療科学院「咀嚼支援マニュアル」

(3)地域で取り組む食育の推進

暮らし方が多様化している中、作付けから収穫・調理までに至る農業体験や栄養バランスのとれた食事の実践など、家庭だけでは伝えきれない食に関する知識や体験がいくつもあります。地域の団体や学習センターなどにおいて、様々な年齢層を対象とした教室や講座、相談会を開催し、「食力」を身につけるための取り組みを推進していきます。



もちずり学習センター いきいきふれあい広場風景



吉井田学習センター ヨッシーキッズ 少年学級風景

(4)食育推進ボランティア等の育成

身近な地域で食育推進の実践を図るため、食生活改善推進員等食のボランティアを育成し、活動を支援します。



ヘルスメイト研修会風景



ヘルスメイト養成講座風景

食生活改善推進員(愛称:ヘルスメイト)

食生活改善推進員は、わが家の食卓を充実させ、地域の健康づくりを行う、食のボランティアのことです。

"私たちの健康は私たちの手で"をスローガンに全国的に協議会組織を持ち活動をしています。

福島市でも20時間以上の養成講座を修了した101名(令和3年度)の方々が、ヘルスメイトとして各地区で活動しています。

基本施策 2 家庭と地域における食育の推進					
推進施策	主な取り組み(内容)	推進・連携体制			
(1) ライフステージに 応じた一人ひとりの 生活習慣づくりの実践	・バランスのよい食事の普及と啓発 ・各ライフステージに合わせた歯と口腔の健康づくりの推進 ・健康講座、個別相談の実施 ・妊婦教室(プレママ・パパセミナー) ・母子健康手帳交付時に食事、アルコール、たばこに関するパンフレットの配付 ・乳幼児健康診査時における保健・栄養指導 ・おんぶで食育体験教室 ・離乳食教室の実施 ・育児相談会における健康相談の実施 ・高齢者の低栄養予防のための個別指導 ・介護予防教室(低栄養改善)の実施 ・家庭訪問による保健指導の実施 ・家庭訪問による保健指導の実施	〈長保により推進課 〈福寿健所の政家に関する。 「会員のでは、 」「会員のでは、 「会員のでは、 」「会員のでは、 」「会」ので			
(2) 生活習慣病の 発症予防のための 取り組み	・バランスのよい食事の普及と啓発 ・塩分の適正摂取に関する知識の普及 (適しおみそ汁や調理実習での塩分量の体験) ・歯と口腔の健康を守るための啓発 ・特定保健指導・個別栄養相談 ・健康相談、健康講座の実施 ・職域と連携した働く人を対象とした健康講座の 実施	医師会 歯科医師会 社会福祉協議会 協会けんぽ 子育て支援センター 地区組織 助産師会 歯科衛生士会 栄養士会			
(3) 地域で取り組む 食育の推進	・健都ふくしま創造事業の推進 ・各学習センターにおいてライフステージごとに 料理教室、食育に関する講座を実施 ・地区の育児相談会・健康出前講座 ・こども食堂の運営支援 ・食育を通した地場産品の活用と推進 ・世代間・地域間交流の推進 ・親子料理教室の実施 ・災害時に備えた食品の備蓄や調理法の普及	在宅栄養士 食生活改善推進員協議会 特定給食施設 非営利団体 等			
(4) 食育推進ボランティア 等の育成	・食生活改善推進員等の育成 食を通した健康づくり講座(ヘルスメイト養成講 座)の実施				

3 学校・保育所等における食育の推進

(1)年齢・発達段階に応じた食育の推進

栄養バランス、生活リズム、望ましい食習慣について、正しい知識を身につけ実践できるよう、家庭とも 連携をして年代に応じた情報を提供し、子どもたちの元気な体と心を育みます。

(2)「生きた教材」としての給食の活用と充実

地元農産物を積極的に取り入れ、栄養・量ともにバランスのとれた給食づくりに努め、実際に見て・食べて・学べる「生きた教材」として活用していきます。

(3)食に関する指導体制の充実

学校、保育所等での食育に関する取り組みや指導の状況を調査等で把握し、さらに充実を図ります。



栄養教諭による食に関する授業

(4)食に関する体験学習の推進

「育てる・作る・食べる・見る・触れる」体験を通して、食べることの大切さ、楽しさを実感してもらえるような学習の場をつくります。





保育所における野菜づくり風景

(5)家庭・地域に向けた食育の推進

「給食だより」「食育だより」の発行や学校保健委員会での食育講話、学校給食試食体験会、食育ワークショップの開催など、家庭への情報発信にも努めます。

また、地域人材の活用や関係機関との連携により、子どもたちの『食力』を育むことをめざした食育を推進していきます。



学校給食試食体験会献立の調理風景



学校給食試食体験会風景

	基本施策 3 学校・保育所等における食育の推進	
推進施策	主な取り組み(内容)	推進·連携体制
(1) 年齢・発達段階に 応じた食育の推進	・食育に関する講話や指導 (生活リズムと食事、栄養バランスのとれた食事、 歯科指導等)	<福島市> 保健所健康づくり推進課 こども家庭課 幼稚園・保育課
(2) 「生きた教材」としての 給食の活用と充実	・給食の提供 (栄養バランス、適正量のモデル化、福島型給食の実施、行事食や郷土料理等の導入) ・給食時間での食に関する指導 (校内放送、栄養士等によるマナーや食べ物に関する知識等の情報提供) ・食に関する指導(家庭科、保健体育科など)	保育所 教育施設管理課 学校給食センター 小学校 中学校 特別支援学校 幼稚園 学習センター
(3) 食に関する指導体制 の充実	・食育実施状況の把握 ・認可・認可外保育施設職員研修(施設職員への 食育に関する指導)	<関係団体> 医師会
(4) 食に関する体験学習 の推進	・菜園活動(畑にて野菜や果物栽培) ・調理活動(ピザづくり等) ・食に関する授業(家庭科、総合的な学習の時間等での栽培・料理体験) ・食農教育(たんぼの学校など)	歯科医師会 歯科衛生士会 子育て支援センター JAふくしま未来 地区組織 等
(5) 家庭・地域に向けた 食育の推進	・献立表、給食だより、食育だよりの発行・配布 ・学校給食試食体験会の実施 ・福島型給食の市役所食堂での提供 ・就学時健康診断時における講話の実施 ・学校保健委員会での情報提供 ・地域人材の活用(世代間交流)	

4 「農」を通した食育の推進

(1)生産者と消費者の交流の促進

農産物生産者と消費者とが「顔が見え、話ができる」関係となる場として、「福島駅前軽トラ市」などのイベントを通し交流の促進を図ります。また、旬の農産物の食べ方などの情報を発信することで、消費者の地元農産物への愛着や生産者の意欲向上につなげます。



福島駅前軽トラ市

(2)「農」とふれあう機会の促進

時代の変化とともに、かつては身近にあった「農」を体感する機会も減少しています。地域の学習センター等における講座や市民農園など「農」にふれあう機会を創出し、栽培から収穫にいたるまでの体験をすることで、食に関心を持ち、自然の恩恵や食の大切さへの理解を深め、感謝の心や地元への愛着心を育みます。



市民農園活動風景



市民農園活動風景

(3)地産地消の推進

地産地消の推進は、地域の良質な旬の食材を使用した豊かな食生活を実現させ、農産物生産者と消費者の顔の見える関係づくり、地元農林業への支援、輸送エネルギーの軽減など多くの効果が期待されます。 学校給食をはじめ、各種施設や家庭における地産地消を推進します。

特に果樹栽培が盛んであることから、地元産果物の消費拡大も推進します。

	基本施策 4 「農」を通した食育の推進						
推進施策	主な取り組み(内容)	推進・連携体制					
(1) 生産者と消費者の 交流の促進	・各種イベントの実施(福島駅前軽トラ市等) ・生産者が行う直接販売活動 ・生産者から消費者への情報発信 ・食の流通や加工・販売に関わる食品関連事業 者から消費者への情報発信	<福島市> 農業企画課 農業振興課 市場管理課 農業委員会					
(2) 「農」とふれあう 機会の促進	・学習センターにおける農業体験講座実施・市民農園の整備・保育所、幼稚園児向けの果樹狩取体験事業の実施	教育施設管理課 学習センター <関係団体> JA ふくしま未来					
(3) 地産地消の推進	・各種イベントの実施 ・農業体験で作った野菜を使っての料理教室の実施 ・中心市街地商店街によるメニューの開発やイベントの実施 ・学校給食等における果物・地元産米・野菜の利用推進 ・モモ・リンゴのポット鉢を活用した収穫体験	福島市公設地方卸売市場協会 福島県くだもの消費拡大委員会 地区組織 福島県立福島明成高等学校 等					



5 多様な学びを通した食育の推進

(1)郷土料理や地元食材を使った料理等を伝える取り組み

地域の講座やイベントなどで福島の旬の果物や野菜、こんにゃく、凍み豆腐など地元食材を使った料理の伝承を通して、地元の食文化を含めた歴史を学び、市民の交流を促進します。

(2)手作り・家庭の味を伝える取り組み

親子で作る家庭料理や子どもや高齢者も簡単にできる手作り料理など、年齢や男女を問わず、誰もが調理の技術やコツを学ぶことができることを推進します。また、調理するという行為を通して家族のコミュニケーション、人と人との交流が広がることを目指します。



親子お料理教室(三河台学習センター)



さかな料理の基礎知識 (杉妻学習センター)

(3)食に関する感謝の気持ちを育む取り組み

子どもから大人まで農業体験ができる機会を増やし、食に対して感謝する気持ちを育むことができるように支援します。また、学校教育の中で食育の学習や農業体験ができるよう関係機関と連携を図りながら推進していきます。

(4)食文化を学ぶ取り組み

食は、共通する食文化を持つ人同士だけでなく、国内外を含め異なる食文化を持つ人々の間でも、その理解を通じて交流や絆を深めることへつながります。

友好都市等、他の地域や世界の食文化についての体験や交流を通じて、お互いを理解できる広い視野を持つことにより、わたしたちの食文化についての理解を深め、食の豊かさや大切さを改めて認識する機会を促進します。

また、地域に伝わる年中行事や催事を通し、その行事ならではの食べ物の意味やそこにまつわる文化を受け継ぐ取り組みを推進します。

基本施策 5 多様な学びを通した食育の推進						
推進施策	主な取り組み(内容)	推進・連携体制				
(1) 郷土料理や地元食材を 使った料理等を伝える 取り組み	・各種イベントの実施 (行事食の体験、季節の野菜や果物、地元食材を使った料理など) ・スーパー・特定給食施設等における郷土料理や地元食材を使ったメニューの提供・手作り料理講習会の実施 (親子料理教室、子ども料理教室、男の料理	<福島市> 文化振興課 保健所健康づくり推進課 教育施設管理課 学校給食センター 小学校 中学校				
(2) 手作り・家庭の味を 伝える取り組み	教室など) ・家庭の味、福島産食材をテーマにした講習会の実施 ・親子のふれあいを図るイベントの実施 (「親子で作るまごころ食育お弁当」コンクール)	特別支援学校 学習センター こむこむ館 <関係団体> JAふくしま未来 福島商工会議所				
(3) 食に関する感謝の 気持ちを育む取り組み	・食に対して感謝する気持ちを育むことを目的とした年中行事や農業の体験事業の実施	福島県北食品衛生協会福島市公設地方卸売市場協会福島県都市公園・緑化協会食生活改善推進員協議会地区組織等				
(4) 食文化を学ぶ取り組み	・多様な食文化の情報発信 ・友好都市等、他の地域や世界の食文化に関する体験や交流の推進 ・食文化や行事食の継承の推進 (昔の食事、年中行事の体験) ・食の伝承者との連携・協働による食文化の継承 ・ふくしまの特産食品の品質を守る取り組み(特産食品衛生指導(凍み豆腐))					

福島市民家園

福島市民家園は、伝承されてきた生活遺産を大切に保護し活用するための文化財保存施設および教育施設として、昭和57年8月「あづま総合運動公園」内に開園しました。

園内には生活・生産用具を展示し庭や畑と共に当時の環境を再現し、時節にあわせて年中行事の再現や、わら細工等の体験行事などの伝承活動も行っています。

【主な行事】

月	行事名	行事の説明	触れることのできる食文化・行事食
5	年中行事「端午の節句」	●鯉のぼりや五月人形の飾り付け	
	「田おこし」	●田を耕し、田植えの準備	
	年中行事「田植え」	●田の神、水口祭	
		●園内田んぼで手植え	
		●さなぶり	
6	年中行事「むけの朔日」	●石臼で麦香煎つくり	麦香煎(むぎこがし)
7	体験行事「昔のくらし」	昔の農家の暮らしを実際に体験	糧飯(かてめし)
		●火おこし体験、収穫体験、水汲み体験 ほか	
9	年中行事「おつきみ」	十五夜様に感謝して、だんごを供える	つきみだんご
		●各民家に飾り付け ●だんごづくり体験	
10	年中行事「稲刈り、脱穀」	田んぼの稲を刈りとり、足踏み脱穀機で脱穀	
	年中行事「収穫祭」	お餅をついて秋の収穫を祝う	もちつき
1	年中行事「小正月」	●どんど焼き、だんごさし	
	年中行事「節分」	やっかがし(鰯の頭を刺した豆枝と柊)を各民家	
		の門口に取りつけ	
		● 豆まき	
2	年中行事「桃の節句」	ひな人形を飾り、子どもの健やかな成長を祈る	ひしもち、ひなあられ など



(民家園内屋敷:旧筧家宿店)



年中行事「おつきみ」



年中行事「桃の節句」

6 食の安全と環境に配慮した食育の推進と放射線対策

(1)環境に配慮した食育の推進

食と環境の関わりを理解し、市民一人ひとりが「もったいない」という精神で、食への感謝の気持ちを深めるとともに、食品ロス削減の重要性についての理解と意識向上を図るため、日常生活の中で常に環境を意識した取り組みができるように推進していきます。

また、食育を通して水の大切さや自然への理解を深め、生態系保全に努める活動を推進していきます。



福島市職員発フードドライブでの提供品



フードドライブで集まった食材の配布 (ゆきうさぎ広場)

(2)安全な農産物・食品の供給体制の確立

食の安全のため、市民に生産者の顔が見える農産物の選択を推奨するとともに、生産者に対しては消費者の視点を重視した食品の安全の確保が大切です。そのためには、積極的に正しい情報や技術の習得に努め、消費者などへの情報提供も進めていきます。

(3)食の安全に関する正しい情報提供や理解の推進

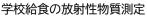
食の安全に関する正しい情報発信を行い、市民が正しい情報を選択できるように努めます。

食中毒を予防しましょう! 食中毒予防3原則 ① つけない! ② 増やさない! ③ やっつける! 食品を 食品に菌をつけない! 長時間室温に放置しない! しっかり加熱・殺菌しよう! 手や洗える食べ物は、しっかり洗おう。 生ものや料理は早く食べよう。 ◆ 加熱して調理する食品は十分に加熱しよ 生肉や生魚はしっかり包んで、他の食べ物 保存するときは冷蔵庫、冷凍庫にすぐしま ※目安は中心部分の温度が とくっつけない。 まな板や包丁などは、生肉や生魚とその 冷蔵庫や冷凍庫に入れるものは7割程度 にし、詰め込みすぎに注意しよう。 75℃で1分以上。 食器や調理器具などは洗剤でよく洗い、 まま食べる物で使い分け、使ったらすぐ洗 熱湯や台所用殺菌剤などで消毒しよう。

(4)食品と放射線に関する正しい情報や知識の普及

福島市で暮らす市民の不安軽減に向けて、放射線に関する現状と対策・最新情報等の情報を提供していきます。また、米や農作物等食品内の放射性物質測定を引き続き継続していきます。







丸ごと測定器による家庭用食材の検査

基本施策 6 食の安全と環境に配慮した食育の推進と放射線対策						
推進施策	主な取り組み(内容)	推進·連携体制				
(1) 環境に配慮した 食育の推進	・食品ロス削減を図る施策等、市民が食と環境の関係を意識できる取り組みの推進・フードドライブ等の推進	<福島市> 農業企画課 農業振興課 環境課 ごみ減量推進課				
(2) 安全な農産物・食品の 供給体制の確立	・GAP(農業生産工程管理)、トレーサビリティシステム(生産履歴や出荷情報の追跡)の導入促進・性フェロモン剤利用の推進・ふくしまHACCPに沿った衛生管理の導入支援	保健所保健総務課 保健所衛生課 こども政策課 幼稚園・保育課 保育所 公園緑地課				
(3) 食の安全に関する正しい 情報提供や理解の推進	・関係機関との連携による、食の安全に関する知識の普及と啓発 ・出前講座等、食品衛生に関する講師派遣・食の安全に関する広報の実施・「食品衛生月間」の周知	教育施設管理課 学校給食センター 小学校 中学校 学習センター <関係団体>				
(4) 食品と放射線に関する 正しい情報や知識の普及	・ゲルマニウム半導体検出器による加工食品の放射性物質検査・食品等簡易放射能測定検査の継続実施・放射線に関する現状・対策・最新情報提供の継続・内部被ばく検査の継続実施	大学等学識経験者 JAふくしま未来 福島県北食品衛生協会 福島県県北農林事務所 食生活改善推進員協議会 消費者団体 地区組織 等				

[※]注釈・GAP…農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、 労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

[・]農産物におけるトレーサビリティシステム…農産物の生産段階での「生産履歴」を保管し、その情報を追跡したり遡ったりできること。

[・]性フェロモン剤…人工的に作られたメス害虫の出す求愛の匂い(性フェロモン)のこと。これを果樹などにとりつけることによって、 オスをかく乱し、繁殖を抑える。

[・]ふくしま HACCP…食中毒や異物混入などの一般的な食品衛生のリスクに加え、県特有の課題である放射性物質のリスクにも対応した、独自の衛生管理モデル。

第6章 食育の推進体制

1 評価指標

	計価指標 第 2 次計画 第 3 次計画 第 3 次計画							
No.	目標項目		策定時値 (H28)	最終年度 (R5) 設定値	現状値 (R3)	目標値 (R11)		
1	食育に関心を持っている市民の割合の増加		69.5%	90%以上	69.7%	90%以上		
2	食品の安全性に関する基礎的な知識を持つ増加	ている市民の割合の	58.8%	90%以上	66. 7%	90%以上		
3	1日3食食べる人の割合の増加	20 歳~39 歳 男性	66.1%		70%以上			
3	103区及べる人の副日の追加	20 歳~39 歳 女性	74.5%	80%以上	71.4%	80%以上		
4	朝食を欠食する人の割合の減少	小学 5・6 年生	6.0%	0%	7. 9%	0%		
4	朝良を人良9 る人の割占の <i>減少</i>	20 歳~39 歳 男性	31.4%	15%以下	41. 2%	15%以下		
г	サップ 割りた 気口 打っ L の割みの 増加	20 歳~39 歳 男性	36.8%	50%以上	35.0%	50%以上		
5	牛乳・乳製品を毎日摂る人の割合の増加	20 歳~39 歳 女性	48.4%	55%以上	41.6%	55%以上		
		18 歳~84 歳 男性	48.0%	52%以上	39.5%	52%以上		
6	緑黄色野菜を毎日食べる人の割合の増加	18 歳~84 歳 女性	60.8%	65%以上	53.8%	65%以上		
	甘味飲料を毎日摂る人の割合の減少	18 歳~84 歳 男性	34.4%	30%以下	34. 2%	30%以下		
		18 歳~84 歳 女性	27. 7%	20%以下	24. 8%	20%以下		
7		小・中・高生 男子	41.8%	30%以下	38. 7%	30%以下		
		小・中・高生 女子	32.3%	25%以下	26.0%	25%以下		
8	毎日家族と一緒に食事を摂る回数の増加 (毎日 1 食以上)	小学生	95.5%	100%	92.4%	100%		
9	むし歯のない幼児の割合の増加	3 歳児	75.9% (H27)	80%以上	83. 4%	95%以上		
10		特定健診受診者 40~74歳 男性	29.0% (H26)	25%以下	33.6%	25%以下		
10	肥満の人の割合の減少	特定健診受診者 40~74歳 女性	22.3% (H26)	20%以下	25. 0%	20%以下		
11	学校給食における市内産農産物の使用状況の割合の増加		38.7% (H27)	50%	39.5%	50%		
12	食育推進に関わるボランティア数の増加 (食生活改善推進委員)		136 人	150 人	101人	150 人		
13	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加]	63.0%	70%以上	63.6%	70%以上		

			第2	次計画	第3次	
No.	目標項目		策定時値 (H28)	最終年度 (R5) 設定値	現状値 (R3)	目標値 (R11)
1/	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の	18~84 歳 男性	_	_	49.2%	56%以上
14	1 日 2 回以上はは毎日及べている中氏の割合	18~84 歳 女性		_	52.4%	59%以上
15	健康を維持するために心がけていることがある人の増加		73.5%	80%以上	73.5%	80%以上
16	ゆっくりよく嚙んで食事をしている市民の割合の増加			_	61.7%	74%以上
17	適しおを知っている人の割合の増加		_	_	-	次回調査
		1歳6か月児	※33.7 %	※30%以下	51.3%	30%以下
18	甘い物を毎日食べる習慣がある 子どもの減少 (「ほとんど毎日」)	3 歳児	※54.5 %	※45%以下	72. 9%	45%以下
		小学 1~4 年生	42.2%	35%以下	55.3%	35%以下
19	食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の増加		_	_	_	次回調査
	地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理や行事食、作法等を教わり、伝えている市民の増加 【R3 参考値:郷土料理や作法を教わっている人の割合 60.1%】		_	— 	_	次回調査

※:ふくしまし健康づくりプラン2018における策定時値(H28)および最終年度(R5)設定値設定値

2 推進体制

福島市の地域特性などを生かした食育を具体的に推進するためには、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、企業、行政等が連携・協働しながら一体となって取り組むことが必要です。

本市では、有識者や食育の取り組みに携わる関係者で構成される「福島市食育推進委員会」が中心となり、計画策定後の進行管理や食育推進のあり方に関して検討・意見交換を行うとともに、関係者と行政が主体的かつ互いに連携・協働することにより食育を推進します。

3 進行管理と評価

本計画は各施策に基づく食育推進を実施した後、「福島市民の健康と生活習慣調査」の結果および本市が所有する統計データをもとに評価をし、計画の最終年度である令和11年度に次期計画の策定を行います。



◆◆◆ 資料編 ◆◆◆

福島市食育推進計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法(平成17年法律第63号。)第10条に定める食育の推進を図るため、食育推進に関する必要な事項の検討及び食育基本法第18条に定める食育推進に関する施策についての計画(以下「食育推進計画」という。)の策定について必要な事項を定める。

(食育推進計画の内容)

第2条 食育推進計画は、「地域社会が食環境づくりに取り組み、市民が『食力(しょくりょく)』を 身につけ健全な食生活を実践することで、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育 むことができるようにすること」をめざして策定する。

(計画期間)

第3条 食育推進計画の計画期間は、令和6年度を初年度として令和11年度までの6年間とする。 2 計画は毎年点検を行い、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、随時見直しを行う。

(食育推進事業計画策定組織の設置)

- 第4条 食育推進計画の策定において、計画の策定及び推進に関する重要事項を審議する福島市食育推進委員会を活用する。
- 2 食育推進計画の策定において庁内の意見を反映するために、福島市食育推進計画庁内策定 委員会を設置する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、食育推進計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

附 則

平成28年4月1日一部改正

附 則

令和5年2月16日一部改正

(参考)

食育基本法

- 第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共 団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し及び実施する責務を有する。
- 第18条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう務めなければならない。
- 2 市町村(市町村食育推進会議がおかれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

福島市食育推進計画庁内策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市食育推進計画策定要綱第4条2項に規定する福島市食育推進計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福島市食育推進計画計画案の策定において庁内の意見を反映するもの とする。

(組織)

- 第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 委員会の意見集約を補佐するため幹事会を置く。
- 2 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に保健所副所長、副幹事長に健康推進課 長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は農政部農業振興課·環境部ごみ減量推進課·こども未来部こども政策課、こども家庭課、幼稚園·保育課·健康福祉部保健所·教育委員会生涯学習課、教育施設管理課で設置する。尚、本部会の庶務は健康福祉部保健所健康推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

附 則 平成21年12月28日一部改正 附 則 平成28年4月1日一部改正 附 則 平成28年4月1日一部改正 附 則 平成28年10月26日一部改正 附 則 令和5年2月16日一部改正

別表1(第3条関係)

斎藤副市長 教育長 政策調整部長 農政部長 環境部長 こども未来部長 健康福祉長 教育部長 保健所長

別表2(第6条関係)

農政部	農業振興課長 農業企画課長
環境部	ごみ減量推進課長
こども未来部	こども政策課長 こども家庭課長 幼稚園・保育課長
健康福祉部	保健所副所長 保健所健康推進課長 保健所保健総務課長 保健所衛生課長 保健所保健予防課長
教育委員会	生涯学習課長教育施設管理課長

福島市食育推進委員会委員名簿

任期:令和5年7月7日~令和7年3月31日【敬称略】

No.	団体行	委員名	備考	
1	国立大学法人福島大学 人間発達文化学類 教授		中村 恵子	委員長
2	福島歯科医師会	理事 (ファミリア歯科 院長)	阿部 俊輔	
3	福島県県北保健福祉事務所	主任栄養技師	佐藤 三佳	
4	公益社団法人 福島県栄養士会県北支部	支部長	五十嵐好恵	
5	福島市 食生活改善推進員協議会	庶務	金子真知子	副委員長
6	福島地区学校給食研究会 栄養士部会	部会長 (福島第二中学校)	佐藤佐智子	
7	福島商工会議所女性会	常任委員	熊倉 千恵	
8	ふくしま未来農業協同組合	福島地区地域支援課 地域支援係長	山口 直子	
9	福島リビング新聞社	メディアデザイン本部 本部長(統括編集長)	鈴木 朱美	
10	福島ヤクルト販売株式会社	広域営業推進課 課長	菅野みどり	
11	株式会社いちい	営業本部 販促課主任	伊藤忍	
12	福島県北食品衛生協会	理事	齋藤 隆一	
13	公募委員	食育指導士	久家 雅子	
14	公募委員	福島市農業委員	油井 妙子	

第3次福島市食育推進計画策定経過

年	月	日	会議名	内容
令和5年	2月	16日	令和4年度第45回 定例部長会議	策定の概要説明
	6月	23日	庁内策定委員会第1回幹事会	骨子案説明 今後のスケジュール確認
	7月	7日	令和5年度第1回 福島市食育推進委員会	骨子案説明 今後のスケジュール確認
	7月	12日	第1回 庁内ワーキンググループ	骨子案説明 素案作成の役割分担 今後のスケジュール確認
	8月	30日	第2回 庁内ワーキンググループ	素案の進捗確認 第2、3章についての意見交換 第5章、目標項目の提案 今後のスケジュール確認
	10月	23日	令和5年度第2回 福島市食育推進委員会	素案(案)説明 キャッチフレーズの検討
	11月	6日	庁内策定委員会第2回幹事会	素案説明 意見集約依頼 パブリックコメントについて
	12月	21日	市民からの意見募集 (パブックコメントの実施)	
令和6年	2月	26日	令和5年度第3回 福島市食育推進委員会	計画原案説明
	3月		計画公表	

令和3年度「福島市民の健康と生活習慣調査」結果概要

○調査目的

- (1)市民の健康状態や健康づくりの現状などを把握する。
- (2)「ふくしまし健康づくりプラン2018」の目標達成状況を評価し数値目標などの見直しを行い、「ふくしまし健康づくりプラン2024」策定の資料とする。
- (3)「福島市食育推進計画」における評価指標の現状把握のための資料とする。

○調査項目

	47 D.I			
調査種別				
一般	小学·中学·高校			
性別、年齢、家族構成、勤務形態·就業時間	性別、住所、学年			
身長、体重	身長、体重(中学、高校生のみ)			
健診(検診)				
健康観など	健康観(中学、高校生のみ)			
栄養、運動、休養、歯の健康、アルコール、	栄養、運動、休養、歯の健康、アルコール、			
たばこなど	たばこなど			
食育の関心など				
放射線の影響に関する不安	放射線の影響に関する不安(中学、高校生			
	のみ)			
コロナ禍以前との生活の変化(運動や社会				
とのつながりなど9項目)				
地域活動への参加など				
	一般 性別、年齢、家族構成、勤務形態・就業時間 身長、体重 健診(検診) 健康観など 栄養、運動、休養、歯の健康、アルコール、 たばこなど 食育の関心など 放射線の影響に関する不安 コロナ禍以前との生活の変化(運動や社会 とのつながりなど9項目)			

○調査期間

令和3年6月11日~7月30日

〇調査対象

☆小学生~高校生

学校単位で学年を抽出し、さらにその学年の中から調査対象となるクラスを無作為に抽出した 2,589 名 (回収数 2,459名)

☆一般

令和3年4月15日現在福島市在住の 18 歳~84 歳の者のうち 地区(支所)別・各年齢層(5歳階級)・性別に偏りが無いように人数を按分し、 住民基本台帳から無作為に抽出した5,823名 (回収数 3,205 名)

☆回収内訳表

対象者	今回(R3)			前回(H28)		
刈 家有	依頼件数	回収数	回収率	依頼件数	回収数	回収率
小1~4年生	669	600	89.7%	717	679	94.7%
小5~6年生	338	330	97.6%	337	326	96.7%
中学生	622	586	94.2%	639	620	97.0%
高校生	960	943	98.2%	994	969	97.5%
一般	5,823	3,205	55.0%	6,023	3,131	52.0%
計	8,412	5,664	67.3%	10,215	6,794	66.5%

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正:平成二七年九月一一日法律第六六号

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国

民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。 (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる 人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

- 第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、 食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のため の活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。
- (伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献) 第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた 食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深め るとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自 給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

- 第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)
- 第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共 団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (教育関係者等及び農林漁業者等の責務)
- 第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務 に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関す る関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあら ゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する 活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品 関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進 に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進 に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。 (法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措 置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなけれ ばならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

- 第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進 基本計画を作成するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な 事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産 大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県食育推進計画)
- 第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都 道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。 (市町村食育推進計画)
- 第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本 計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策 についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育 推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、 健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学 びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の 普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段 階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとす る。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に 促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所 等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び 指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関す る指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行 われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食 に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他 必要な施策を講ずるものとする。 (地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との 信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関 心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食 品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用 その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用 等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化 等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その 他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報 交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

- 第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。
- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施 策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。 (会長)

- 第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

- 第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

- 第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。
- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

- 第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及の 実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。
- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から 施行する。

附 則(平成二七年九月——日法律第六六号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。
- 一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定 により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項 の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。 (政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で 定める。

第3次福島市食育推進計画

令和6年3月発行

発 行 福島市

編 集 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課

〒960-8002

福島市森合町 10番1号 電話 024-597-8616

